

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(実際費用方式に基づく平成25年度の接続料等の改定)について

(諮問第3052号)

<目 次>

| | | |
|---|--------|-----|
| 1 | 報告書(案) | 1 |
| 2 | 申請概要 | 5 2 |
| 3 | 審査結果 | 6 4 |

別添

- 接続約款変更認可申請書(写)(東日本)
- 接続約款変更認可申請書(写)(西日本)

平成25年3月25日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会
部会長 根岸 哲 殿

接 続 委 員 会
主 査 東 海 幹 夫

報 告 書(案)

平成25年1月29日付け諮問第3052号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、次の点が確保された場合には、認可することが適当と認められる(括弧内は別添1において対応する当委員会の考え方)。

(1)帯域透過端末回線伝送機能(ドライカップ)に関し、接続料原価に算入される災害特別損失について、平成25年度接続料と平成26年度接続料における災害特別損失の影響額が同程度となるよう、平成26年度接続料原価に繰り延べ措置をして接続料を再算定すること(考え方3)。

(2)公衆電話機能(公衆電話及びデジタル公衆電話)に関し、特設公衆電話に係る調整額を除いて接続料を再算定すること(考え方9)。

2 提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添1のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する(括弧内は別添1において対応する当委員会の考え方)。

(1)NTT東西に対し、平成26年度以降の接続料において災害特別損失を接続料原価に算入する場合には、引き続き接続会計の公表の際に災害特別損失の内訳についても公表するとともに、接続事業者の予見性の確保の観点から、必要に応じて、可能な範囲で、当該災害特別損失が機能ごとの接続料原価に与える影響に係る情報を、接続料の認可申請よりも可能な限り早い時期に関係事業者に開示することについて検討することを要請すること(考え方5)。

- (2) 総務省において、調整額制度に起因する接続料水準の急激な変動を抑制する方策について検討を行い、その結果を情報通信行政・郵政行政審議会に報告すること(考え方6)。
- (3) NTT東西に対し、公衆電話機能(公衆電話及びデジタル公衆電話)における特設公衆電話に係る費用の算入について、別添2を踏まえ、関係事業者との間で、公衆電話利用者だけに転嫁されないように留意しつつ、負担の方法について検討し、平成25年9月末までに、その結果を総務省に報告し、公表することを要請すること(考え方9)。
- (4) NTT東西に対し、平成25年6月末までに特設公衆電話の設置の考え方、設置台数及び設置見込を総務省に報告し、関係事業者に開示するとともに、関係事業者の意見を踏まえつつ、特設公衆電話の設置の考え方及び設置見込等について検討し、同年9月末までに、その結果を総務省に報告し、公表することを要請すること。(考え方9)
- (5) NTT東西に対し、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、接続の申込み等に係るオペレーションシステムのうち、コストの負担、仕様、業務フローへの影響等の点で接続事業者に対する影響が特に大きいと予想されるものについては、開発・更改に着手する前に当事者間でコストの適正性も含めて十分な協議を行い、可能な限り各当事者の意見を聴取することや、接続事業者から求めがある場合には、当該システム開発の必要性や費用対効果、仕様の合理性等について、引き続き、意見交換会の場等を通じ、十分な説明を行うことを要請すること(考え方12)。
- (6) NTT東西に対し、接続事業者の予見性の確保の観点から、必要に応じて、可能な範囲で、接続料算定の基礎となる機能ごとの原価や稼働回線数等に係る情報を、接続料の認可申請よりも可能な限り早い時期に関係事業者の開示することについて検討することを要請すること(考え方19)。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備
に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方(案)
(実際費用方式に基づく平成25年度の接続料等の改定)

1. 総論

| 意 見 | 再 意 見 | 考 え 方 (案) |
|--|---|---|
| 意見1 競争環境を維持し、利用者利便の維持・向上を図っていくためにも、ドライカップ接続料をはじめとするメタル回線に係る接続料の急激な上昇を抑制する措置を講じることが必要。 | 再意見1 | 考え方1 |
| <p>○ 1. 基本的な考え方</p> <p>日本の固定通信市場においては、加入電話(NTT東・西加入電話と直収電話の合計)の利用者数は約3,521万回線(2011年度末時点)と前年に比べ約9%減少しており、メタル回線の利用率も契約者数の減少と共に低下している状況(NTT東・西平均約32%、2011年度末)にあります。一方、光ファイバの契約者数は前年比約10%増の約2,230万回線(2011年度末時点)と年々増加している傾向となっています。</p> <p>このようにメタル回線から光ファイバへのマイグレーションが進展している中においては、競争を維持しつつ利用者利便を確保しながら、ユーザーが光ファイバ等の新しいサービスに円滑に移行できるような政策を講じていくことが重要です。</p> <p>今回申請された実際費用方式に基づく平成25年度接続料のうち、ドライカップをはじめとするレガシー系サービスについては、需要減に応じたコスト削減が十分になされておらず、特に、ドライカップ接続料については、NTT東・西共に前年に比べ大幅に上昇しています。このまま上昇が続いた場合、ユーザー料金の値上げや事業の撤退等が生じ、結果として国民利便を損ねる懸念があります。今回のような接続料の急激な上昇は、競争事業者の事業運営に</p> | <p>○ 当社はこれまで徹底した効率化によりコスト削減に取り組んでいますが、需要の大幅な減少が続く以上、ドライカップをはじめとするレガシー系サービスの接続料水準が上昇していくことは不可避であると考えます。</p> <p>こうした状況下にあっても、接続料は、実際に要した設備コストを利用に応じて応分にご負担いただくことが原則であり、当社の設備を利用する接続事業者は、当社利用部門同様、利用に応じてご負担いただくざるを得ないと考えます。</p> <p>仮に、接続料の急激な上昇を抑制する観点から、意図的に接続料の水準を引き下げようとする措置が採られ、当社において未回収コストが発生するようなことになれば、各事業者に設備を貸し出す当社に対し一方的に負担を押し付けることになり、著しく負担の公平性を欠くものと考えます。</p> <p>なお、レガシー系サービスの接続料水準が上昇していくことは不可避である中、ユーザ料金をどのように設定するか、どのような事業展開をしていくかについては、各事業者が経営判断すべき問題であると考えます。</p> <p>(NTT 東日本)</p> <p>○ 当社はこれまで徹底した効率化によりコスト削減</p> | <p>○ ドライカップなどレガシー系サービスについては、回線コスト自体は新規投資の抑制や効率化等により毎年度削減傾向にあるものの、こうしたコストの減を需要である稼働回線数の減少が上回っていることから、接続料が上昇傾向にある。NTT東西自身がコストの太宗を負担するとしても、接続事業者からコスト削減インセンティブについての懸念が依然示されている状況を踏まえ、平成24年度接続料に係る答申において要望したとおり、NTT東西においては、引き続き、トラヒック・回線数の減少に応じ、一層のコスト削減効果が出せるように努めることが適当である。</p> <p>○ 災害特別損失を複数年度に分けて反映すべきとの点については考え方3のとおり。</p> <p>○ 調整額を複数年度に分けて反映すべきとの点については考え方7のとおり。</p> <p>○ 接続料の変動に対する予見性の向上に係る取組については考え方19のとおり。</p> <p>○ 「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」において検討されている施設保全費のメタル回</p> |

| | | |
|--|--|---|
| <p>大きな影響を与えることになるため、事業の安定性・継続性に配慮し、今回認可申請されたドライカップをはじめとするメタル回線に係る接続料については、急激な上昇を抑制する措置を講じていただくことが必要と考えます。また、NTT東・西においては、これまでの総務省からの要請事項を踏まえ、需要減に応じたメタル回線に係るコストのより一層の削減をして、接続料の急激な上昇を抑制していただくことが必要です。</p> <p>ただし、現在、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」において検討されている施設保全費のメタル回線と光ファイバのコスト配賦の見直しについては、メタル回線から光ファイバへのマイグレーションが今後更に進展していくことを踏まえれば、光ファイバに係る接続料の更なる低廉化が妨げられると、FTTH市場における競争を後退させ、ユーザー利便を損なう結果となるため、過度かつ急激に光ファイバへコストを寄せるべきではないと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ ドライカップ電話やDSL事業を営む競争事業者は、NTT東・西よりも低廉な料金で市場に参入し、電気通信市場の健全な発展や国民の利便向上に貢献してきました。</p> <p>その際、NTT東・西の局舎に設備をコロケーションし、NTT東・西の回線を利用してサービス提供していますが、ここ数年、それらの利用に係るNTT東・西が設定するレガシー系サービスの接続料は上昇傾向が続いています。</p> <p>今回、NTT東・西より認可申請された、コロケーション費用やメタル回線に係る接続料等、実際費用方式に基づく平成25年度接続料は、前年度に比べ大幅な値上がりとなっており、特に、メタル回線に係る平成25年度接続料については、災害特別損失の算入や調整額の影響により、平成24年度接続料と比較</p> | <p>に取り組んでいますが、需要の大幅な減少が続く以上、ドライカップをはじめとするレガシー系サービスの接続料水準が上昇していくことは不可避であると考えます。</p> <p>こうした状況下にあっても、接続料は、実際に要した設備コストを利用に応じて応分にご負担いただくことが原則であり、当社の設備を利用する接続事業者は、当社利用部門同様、利用に応じてご負担いただくべきを得ないと考えます。</p> <p>仮に、接続料の急激な上昇を抑制する観点から、意図的に接続料の水準を引き下げるような措置が採られ、当社において未回収コストが発生するようなことになれば、各事業者に設備を貸し出す当社に対し一方的に負担を押し付けることになり、著しく負担の公平性を欠くものと考えます。</p> <p>なお、レガシー系サービスの接続料水準が上昇していくことは不可避である中、ユーザ料金をどのように設定するか、どのような事業展開をしていくかについては、各事業者が経営判断すべき問題であると考えます。</p> <p>(NTT 西日本)</p> <p>○ 株式会社 TOKAI コミュニケーション殿の意見に賛同します。</p> <p>DSL 以外に選択肢のないユーザの利便性が損なわれないように、メタル回線コストの適正化を図るとともに、メタル接続料と光ファイバ接続料のそれぞれの水準差といったバランスも考慮した検討が必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンク)</p> | <p>線と光ファイバへの配賦基準の見直しについては考え方22のとおり。</p> |
|--|--|---|

して、接続料が急激に上昇しています。

これまでも、競争事業者は、コスト削減努力を続け、接続料上昇によるユーザ料金の値上げや事業の撤退を回避してきましたが、接続料コストについては、自らの企業努力で削減することができません。今回の急激な接続料水準の上昇は、競争事業者の来年度の決算やキャッシュフローなど経営に与える影響が著しく大きいため、これまで実現してきた低廉な料金でのサービス提供ができなくなり、各地域においてユーザ利便が損なわれかねない極めて重大な事態に直面しています。

引き続き、競争環境を維持し、ユーザ利便の維持・向上を図っていくためにも、ドライカップ接続料をはじめとするメタル回線に係る接続料の急激な上昇を抑制する措置を講じることを要望いたします。

上昇抑制の具体案としては、災害特別損失と調整額の扱いを単年度に反映するのではなく複数年度に分けて反映する方策が取れるのではないかと考えます。

(11事業者連名)

○ メタル回線コストの取り扱いは、これまで多くの接続事業者より NTT 東西の接続料原価の精査や未利用芯線の扱いについて問題提起がなされてきました。総務省においても平成 24 年に「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」を開催し移行期におけるメタル回線に係る接続料算定の在り方について現在議論が進められているところですが、今回、NTT 東西より認可申請された平成 25 年度の接続料は前年と比較して大幅に値上がりしていることから、長期的な視点での検討に加えて直近の変動に対しても即効性のある措置を講ずる事が必要です。今後も地方を中心としたエリアで固定系ブロードバンドの選択肢が DSL のみである地域は相当の期間存在することが確定的であることから、FTTH 等へのマイグレーションが

| | | |
|---|---|--------------------|
| <p>円滑に行われるまでの間、接続料の上昇により DSL 以外に選択肢のないユーザの利便性が損なわれないように関係当事者で十分な議論を行って結論を得ていくことが必要です。</p> <p>(TOKAI コミュニケーションズ)</p> | | |
| <p>意見2 実際費用方式に基づく接続料算定では、NTT 東西におけるコスト削減インセンティブが働き難いと考えられることから、接続料原価の効率化状況等を厳格に検証した上で認可することが必要。</p> | 再意見2 | 考え方2 |
| <p>○ 【総論】</p> <p>実際費用方式に基づく接続料算定では、乖離額調整含め過去の実績費用のすべてを接続料原価として回収することが可能となっているため、東日本電信電話株式会社殿(以下、NTT 東日本殿という。)及び西日本電信電話株式会社殿(以下、NTT 西日本殿という。)(以下、併せて NTT 東西殿という。)において、コスト削減インセンティブが働き難いと考えられます。そのため、接続料原価の効率化状況等を厳格に検証して頂いた上で、認可して頂きたいと考えます。</p> <p>(ソフトバンク)</p> | <p>○ コスト削減の効果は当社の業績に直接反映されること、また、接続料コストの大半は当社の利用部門が負担していることから、当然、当社としてコスト削減を進めています。</p> <p>現に、当社はこれまで、退職再雇用制度・地場賃金の導入や各種業務拠点の集約、新規投資の抑制等の徹底した効率化に取り組み、例えば、メタル回線コストでいえば、再編直後の平成12年度と比較して平成23年度では東西合計で約▲40%のコスト削減を実現しています。</p> <p>なお、接続料の算定方法は、実際の設備に係るコスト及び乖離額調整分を過不足なく回収できる現行の実績原価方式が適切であると考えます。</p> <p>(NTT 東日本)</p> <p>○ コスト削減の効果は当社の業績に直接反映されること、また、接続料コストの大半は当社の利用部門が負担していることから、当然、当社としてコスト削減を進めています。</p> <p>現に、当社はこれまで、退職再雇用制度・地場賃金の導入や各種業務拠点の集約、新規投資の抑制等の徹底した効率化に取り組み、例えば、メタル回線コストでいえば、再編直後の平成12年度と比較して平成23年度では東西合計で約▲40%のコスト削減を実現しています。</p> <p>なお、接続料の算定方法は、実際の設備に係る</p> | <p>○ 考え方1のとおり。</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | コスト及び乖離額調整分を過不足なく回収できる現行の実績原価方式が適切であると考えます。 (NTT 西日本) | |
|--|--|--|

2. 災害特別損失の扱いに係る意見

| 意見 | 再意見 | 考え方(案) |
|---|---|---|
| 意見3 災害特別損失の接続料原価への算入によって接続料が急激に上昇することに配慮し、平成25年度接続料原価に算入している災害特別損失を複数年度に分割して反映し、平成25年度接続料の抑制を図るべき。 | 再意見3 | 考え方3 |
| <p>○ 3. NTT 東日本の災害特別損失について</p> <p>NTT 東日本は本件認可申請において東日本大震災に起因する災害特別損失を接続料原価に算入し、接続料規則第 3 条ただし書きに基づく特別許可申請を行っています。特にメタルの端末系伝送路については平成 23 年度の特別損失が 49 億円と他の設備と比較して突出したレベルにあります。接続事業者にとってこの高額な費用が接続料に算入することが妥当かどうかの十分な検証も行えず、また接続料の急激な上昇の大きな要因となっている事は事業の予見性の観点からも、1 回線あたりの上昇レベルにおいても受け入れ難いものです。よって、当該の特別損失費用の妥当性を精査した上で、接続料の急激な上昇を緩和する為に平成 25 年度と平成 26 年度の二カ年にコストを分けて計上することを希望いたします。</p> <p>(TOKAI コミュニケーションズ)</p> <p>また、需要の減少に伴い接続料が上昇傾向にある中、災害特別損失の接続料原価算入に起因する接続料の急激な上昇により、接続事業者の経営成績や財務、キャッシュフローの状況等経営活動に著しく大</p> | <p>○ 東日本大震災に係る費用については、公認会計士協会から公表された処理(会長通牒平成23年第1号 東北地方太平洋沖地震による災害に関する監査対応について(平成23年3月30日))に基づき、災害特別損失へ計上していますが、当該特別損失のうち、被災した第一種指定電気通信設備に係る除却損、撤去費用、応急復旧・原状回復費用及び復旧に係る人的・物的支援に係る費用は、第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用と同一の性質を有するものであるため、接続会計における営業費用と同一の処理を行い、当該特別損失を接続料原価に算入しています。</p> <p>仮に、接続料水準を調整するために、災害特別損失を複数年度に分割して接続料原価に算入することとした場合、以下のような弊害があることからこのような方策は取るべきでないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業費用と同一の性質を有する費用であるにもかかわらず、当該費用のみ回収期間が長期化することは合理的な理由がないこと。むしろ、被災した設備の復旧やサービスの原状回 | <p>○ 接続料規則第 14 条に基づき、接続料は、当該接続料に係る収入が当該接続料の原価に一致するよう定めなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、災害特別損失については、特別の事情により発生した費用を、接続料規則第3条に基づく許可によって接続料原価に算入されるものであり、経常的な維持・運営に係る費用ではないため、必ずしも単年度の接続料原価に算入する必要のあるものではない。</p> <p>この点、NTT東日本の災害特別損失は、平成 23 年度は 126 億円(うち、第一種指定電気通信設備に係るものから平成 23 年度第3四半期以降に計上された平成 22 年度災害特別損失に係る見積差額を減算したものは 101 億円)であるのに対し、平成 24 年度第3四半期までに計上されたものは 35 億円であり、平成 26 年度接続料においても災害特別損失が接続料原価に算入される場合、平成 26 年度接続料原価への算入分は、平成 25 年度接続料原価への算入分よりも、少なくなる見込みであると認められる。</p> <p>また、NTT東日本のドライカットパ接続料については、平成 24 年度比で上昇率が顕著となっております。</p> |

きな影響を与え、ひいては、ユーザー料金の値上げや事業撤退等が生じ、結果として国民利便を損ねることにつながるおそれが生じています。

そのため、競争事業者の経営の急激な悪化を回避し、競争環境を維持しつつユーザー利便の向上を引き続き図る観点から、接続料の急激な上昇を抑制する措置を講じていただきたいと思います。

具体的には、ドライカップ接続料原価に算入されている災害特別損失については、接続料規則第3条ただし書の特別な許可を受ける必要があるため、特例措置として、接続料の急激な上昇による全国の接続事業者の経営の急激な悪化の懸念があることを考慮し、当該特別損失を半分に分け、2年にかけて接続料原価に算入し、急激な変動を緩和する措置を講じていただきたいと思います。

(KDDI)

○ (2)平成 25 年度接続料の急激な上昇抑制について

弊社共としては、基本的に、今回申請の接続料に関しても、メタル回線コストの効率化等の対策を実施して頂きたいと考えていますが、以下のとおり、暫定的に今年度の接続料の大幅な上昇を抑止する案をご提案させていただきますので、ご検討をお願いします。上昇抑制の具体案としては、災害特別損失と調整額の扱いを単年度に反映するのではなく複数年度に分けて反映する方策が取れるのではないかと考えます。

災害特別損失については、被災した設備の維持・運営に係る費用に相当するものが計上されていることですが、前述のとおり、接続料原価に算入する以前の問題として、本来特損に組み入れるべきでないものが計上されていないかを厳密な精査することが必要と考えます。

その上で、発生する災害特別損失を接続料原価へ

復に係る費用こそ、早期に回収を図るべきものであること

- ・ 現に、平成24年度適用接続料原価には、審議会で原価に含めることが適当であると認められたうえで、平成22年度災害特別損失として104億円を複数年度に分割することなく加算したところであり、今回、それより小規模の101億円に止まる平成23年度災害特別損失について、昨年度と異なる整理を図ることは制度としての一貫性を欠くこと
- ・ 需要が減少傾向にある接続料の場合、災害特別損失の原価算入を後年度に繰り延べると、需要が減少する分だけ後年度における繰り延べ分の単価は上がるため、これを要因に後年度における接続料の上昇を招くおそれがあること

なお、今回の意見が、仮に、ドライカップ接続料等に係る災害特別損失だけを想定し、加入者光ファイバ接続料等は調整しないとするならば、これはドライカップ接続料等を負担する一部の接続事業者だけの支払いを猶予することになり、他の設備を利用する接続事業者との公平性が担保されません。逆に、加入者光ファイバ接続料等まで含めて、災害特別損失を複数年度に分割すると、加入者光ファイバの接続料原価についても後年度負担が増加し、現在検討されているメタルと光の配賦見直しによる光側のコスト増と相まって、加入者光ファイバ接続料の上昇を招く結果になるものと考えます。

そもそも、接続料は、実際に要した設備コストを利用に応じて応分にご負担いただくことが原則であると考えます。この原則の下、接続料コストの大半は、当社の利用部門が負担しており、当社として当然コスト削減努力は常に行っています。

こうしたコスト削減を前提にしても、需要減が激

り、このうち災害特別損失の寄与分が約6割相当と大きいものとなっている。

このような場合については、災害特別損失の接続料原価への算入額の一部を翌年度に繰り延べることにより、平成 25 年度接続料の急激な上昇を抑制しつつ、平成 26 年度接続料においても急激な上昇を招かないように措置することが可能となる。

したがって、ドライカップ接続料に係る災害特別損失相当分については、その一部を平成 26 年度のドライカップ接続料原価に繰り延べて、平成 25 年度接続料の上昇を抑制することが適当である。

具体的な繰り延べ水準については、繰り延べ措置の目的が接続料の急激な上昇を抑制することであることに鑑み、また、平成 24 年度においても災害特別損失が発生していることを考慮し、平成 25 年度と平成 26 年度の災害特別損失の負担が同程度となる見込みの水準とすることが適当である。

なお、繰り延べ措置により回収が遅延される災害特別損失については、平成 26 年度接続料原価への算入に際し、他人資本利子率を用いた利息を加えることができることとすることが適当である。(補正)

算入する場合は、接続料規則第3条ただし書の特別な許可が必要であることから、今回、当該特別損失の接続料原価への算入によって接続料が急激に上昇することに配慮し、発生した災害特別損失を2年に分け、少なくとも過半を翌年度の接続料原価に反映し、平成25年度接続料の抑制を図って頂きたいと考えます。

調整額については、平成25年度接続料水準が前年度と比較し大幅に上昇していることから、接続料規則第8条第2項第2号の規定に基づき、接続料の急激な変動を緩和する観点から、災害特別損失と同様に2年に分け、平成25年度接続料の抑制を図って頂きたいと考えます。

(ソフトバンク)

○ 1.接続料

■ ドライカッパ、ラインシェアリングの接続料の算定について

平成24年11月より、メタル回線のコストの在り方に関する検討会(以下、メタル検討会)において、「メタルケーブルの未利用芯線コストの扱い」「メタル回線に係る耐用年数」「施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線への配賦方法」「回線管理運営費の扱い」が議論されており、検討の結果、平成26年度以降の接続料にコストの適正化が反映される見込みですが、本申請案の平成25年度接続料においてドライカッパ、ラインシェアリングともに昨年度に比べ大幅に急激な上昇をしており、経営に多大な影響を与える程の接続料水準となっております。

【平成25年度接続料】

| 年度 | | H24 | H25 | 差額 | 増減率 |
|----------|-----------|----------------------|----------------------|-----|-------|
| NTT 東 | ラインシェアリング | 88円 (MDF: 38円) | 97円 (MDF: 40円) | 9円 | 10.2% |
| | ドライカッパ | 1,298円 | 1,371円 | 73円 | 5.6% |

しいサービスについては、接続料が上昇していくことが不可避であります。当社の設備を利用する他事業者には、当社同様、利用に応じて当該コストをご負担していただくを得ないと考えます。

(NTT 東日本)

○ イー・アクセス株式会社、KDDI 株式会社、ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社およびソフトバンクモバイル株式会社のご意見に賛同いたします。

今回の申請された接続料の急激な上昇を抑制する為、その災害特別損失の内容を精査し、2年に分けて接続料算入させることを希望いたします。

(TOKAI コミュニケーションズ)

○ ■災害特別損失の算入について

各社殿の意見に賛同いたします。

上記に示したとおり、メタルの端末系伝送路に係る特損は高額であり、メタルから光への移行に伴い、メタル系サービスが需要減少している状況においては、接続事業者の事業運営に著しい影響を与えかねない状況となっております。

特損と調整額により、1回線あたり62円値上がりしており、年間では744円のコスト負担増となっております。接続事業者が1年間でコスト回収するには、経営上、負担が大変重く、利用者利便を確保する観点からも、特損は平成25年度と平成26年度の少なくとも2年に分けて接続料原価に算入していただき、平成25年度接続料の急激な上昇を抑制する措置を講じていただきたいと考えます。

(イー・アクセス)

○ 急激な接続料の上昇を緩和すべきとの各社殿意見に賛同します。

| | | | | | |
|----------|---------------|----------------------|----------------------|-----|------|
| | パ | | | | |
| NTT 西 | ラインシェ アリング | 89円 (MDF: 34円) | 96円 (MDF: 35円) | 7円 | 7.9% |
| | ドライカッ パ | 1,354円 | 1,391円 | 37円 | 2.7% |

※回線管理運営費含む

移行期における平成25年度接続料におきましても、競争環境の維持及び利用者利便を確保する観点から、メタル回線に係る接続料の急激な上昇を抑制する措置を講じていただきたく、以下、具体的にご提案いたします。

①災害特別損失の扱いについて

平成24年度接続料に引き続き、平成25年度においても接続料規則第3条に則り原価算入の特別な許可申請がなされていますが、本申請案におけるドライカッパ、ラインシェアリングの接続料は大幅に上昇しており、災害特別損失(以下、特損)の原価算入による影響が特に大きいことから、ドライカッパ、MDFに関しては、単年度ではなく、複数年度(平成25年度と平成26年度接続料の2年間)に分割した原価算入として、急激な接続料の上昇を抑制する措置を講じていただきたくと考えます。

また、平成24年度も特損が発生していることから、平成26年度接続料についても接続料水準の注視が必要と考えます。

(イー・アクセス)

○ その上で、発生する災害特別損失を接続料原価へ算入する場合は、接続料規則第3条ただし書の特別な許可が必要であることから、今回、当該特別損失の接続料原価への算入によって接続料が急激に上昇することに配慮し、平成25年度接続料原価に算入している災害特別損失を半分に分け、平成25年度

災害特別損失や調整額の影響については個々の影響だけでなく、全体及び来年度以降の水準動向も考慮した上で、各々を複数年度に分け接続料原価に算入するといった措置を講じて頂きたいと考えます。

(ソフトバンク)

○ 今回認可申請された平成25年度のドライカッパ接続料は、東日本大震災における災害特別損失の原価算入によって前年度に比して急激に上昇しています。

接続料の急激な上昇は、全国の接続事業者の経営に大きな影響を与え、ひいては、ユーザー料金の値上げや事業撤退等が生じ、結果として国民利便を損ねるおそれが生じることになるため、今回、当該特別損失について、接続料原価への算入を単年度で反映するのではなく、半分に分け、2年に亘り接続料原価に算入し、平成25年度のドライカッパ接続料の急激な変動を緩和する措置を講じていただきたくと考えます。

一方で、現在、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」において施設保全費におけるメタル回線と光ファイバのコスト配賦等について議論されているところですが、ドライカッパ接続料の抑制を図るために、メタル回線のコストを光ファイバ側に寄せると、低廉化傾向にある光ファイバ接続料が横ばいしないし上昇に転じる懸念があり、FTTH市場における競争を後退させ、ユーザー利便を損なうことになりかねません。

メタル回線については、まずは、より一層のコスト削減努力をすることが先決であり、光ファイバ側へコストを寄せ、光ファイバ接続料の更なる低廉化を妨げるような対応は取るべきではありません。

(KDDI)

| | | |
|---|--|---|
| <p>及び平成26年度の2年間にかけて反映し、平成25年度接続料の抑制を図っていただきたいと考えます。</p> <p>調整額については、平成25年度接続料水準が前年度と比較し大幅に上昇していることから、接続料規則第8条第2項第2号の規定に基づき、接続料の急激な変動を緩和する観点から、災害特別損失と同様に2年に分け、平成25年度接続料の抑制を図っていただきたいと考えます。</p> <p>(11事業者連名)</p> | | |
| <p>意見4 接続料原価に算入されている災害特別損失について、接続料原価として不適切なものが含まれていないか精査することが必要。</p> | <p>再意見4</p> | <p>考え方4</p> |
| <p>○ なお、今回の NTT 東日本殿によるメタル回線接続料の申請につきましては、昨年度に引続き、接続料の算定に当たり、東日本大震災に起因する災害特別損失のうち、被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するものについて当該接続料に算入しており、この算入については接続料規則に規定がないため、接続料規則第 3 条の許可を求めています。</p> <p>NTT 東日本殿の資料によれば、災害特別損失の施設保全費に、「グループ会社等による被災地支援経費」、「支援物資、運搬費」が含まれているとあります。これらの費用について、接続料原価に含まれる施設保全費として計上すべきものか、その他費用においても、同様に接続料原価に含まれる災害特別損失として不適切なものが含まれないか、厳密に精査を頂きたいと考えます。</p> <p>(ソフトバンク)</p> <p>○ 2. 各論 ドライカップ接続料について</p> <p>今回申請された平成25年度接続料は、メタル回線利用者が減少し続けている中、それに見合うだけのコスト削減が行われていないことによる影響に加え、</p> | <p>○ 東日本大震災に係る費用については、公認会計士協会から公表された処理(会長通牒平成23年第1号 東北地方太平洋沖地震による災害に関する監査対応について(平成23年3月30日))に基づき、災害特別損失へ計上していますが、当該特別損失のうち、被災した第一種指定電気通信設備に係る除却損、撤去費用、応急復旧・原状回復費用及び復旧に係る人的・物的支援に係る費用は、第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用と同一の性質を有するものであるため、接続会計における営業費用と同一の処理を行い、当該特別損失を接続料原価に算入しています。また、平成24年3月29日情報通信行政・郵政行政審議会答申における要措置事項に基づき、平成23年度に計上した特別損失の接続料原価への算入にあたっては、その後の実地調査により判明した見積り差額(平成23年度第3四半期及び第4四半期において計上した特別利益)を減算しています。</p> <p>また、今回接続料に算入した災害特別損失については、平成24年度接続料においても同様に接続料原価に算入し、審議を経て認可を受けていることから、その適正性については既に認められているものと考えます。</p> | <p>○ 本件認可申請において接続料原価に算入されている災害特別損失については、NTT東西よりその内訳が示されている。その内容について総務省において確認を行ったところ、当該特別損失は被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するものであることから、当該特別損失を接続料原価に算入することが適当と認められる。</p> |

調整額の大幅増により、NTT東日本は1,371円(前年比+73円)、NTT西日本は1,391円(前年比+37円)と、NTT東・西ともに前年度に比べ大幅に上昇しています。

更に、NTT東日本については、東日本大震災における災害特別損失が引き続き接続料原価に算入されているため、特に改定率が大きくなっています。

当該災害特別損失を接続料原価に算入することについては、東日本大震災の特殊性を踏まえると、一定の合理性があると考えます。ただし、災害特別損失のうち接続料原価に用いることが適当とされる費用に相当しないものまで接続料原価に算入されていないか十分に精査することが必要と考えます。

(KDDI)

○ <特損内容に対する精査>

接続料原価へ算入される費用額としては、平成24年度、平成25年度ともに100億円を超える額となっており、ドライカップ等の接続料水準に特に大きな影響を与えているところです。現状でも総務省殿によって接続事業者が本来負担するに相応な内容や範囲であることの確認は行われているものと理解していますが、詳細な情報公開のもと、接続事業者がその適正性を自ら確認できる取り組みもあって然るべきと考えます。

(イー・アクセス)

○ 災害特別損失については、被災した設備の維持・運営に係る費用に相当するものが計上されていることですが、接続料原価に算入する以前の問題として、本来特損に組み入れるべきでないものが計上されていないかを厳密な精査することが必要と考えます。

(11事業者連名)

なお、ソフトバンクが指摘されている、「グループ会社等による被災地支援経費」、「支援物資、運搬費」については、それぞれ「土木設備、電力設備等の復旧工事に係るNTTインフラネット、NTTファシリティーズ等への委託費」、「被災設備の復旧工事を行う社員のための食糧、布団、燃料等の物資調達及びこれに係る運搬費用」であり、いずれも復旧工事に係る費用であることから、営業費用の施設保全費と同様に接続料原価に算入することは適当と考えます。

(NTT 東日本)

○ ■災害特別損失の精査について

各社殿の意見に賛同いたします。

災害特別損失(以下、特損)において、メタルの端末系伝送路には約49億円(そのうち施設保全費は約44億円)計上されております。詳細な内容が不明瞭なため、具体的な内訳、費用をコスト負担する接続事業者へも開示していただき、特損として、また接続料原価として算入して適正なものか厳密な精査をする必要があると考えます。

また、NTT 東殿にて公開されている平成24年度の第二四半期比較損益計算書によれば、特損は約29.9億円計上されております。

平成26年度接続料にも影響があることから、予見性確保の観点からも、具体的な内訳、費用を早期に開示していただき、接続料原価に算入して適正なものか厳密な精査をする必要があると考えます。

(イー・アクセス)

○ 東日本大震災における災害特別損失のうち接続料原価に算入されている全てのコストについて、本来、接続料原価とすることが適当でない項目が

| | | |
|--|--|---|
| | <p>接続料原価に算入されていないか厳密な精査が必要と考えます。 (KDDI)</p> | |
| <p>意見5 東日本大震災に起因する特別損失は平成26年度接続料にも算入するとされていることから、接続事業者の予見性を高めると共に接続料が上昇する場合の措置については関係者間で合意形成を行うことが必要。</p> | <p>再意見5</p> | <p>考え方5</p> |
| <p>○ また東日本大震災に起因する特別損失は平成26年度接続料にも算入するとされていることから、NTT東日本は平成24年度の実績額の見込みや平成25年度以降の計画について接続事業者に早期に公表し、接続事業者の予見性を高めると共に接続料が上昇する場合の措置については関係者間で合意形成を行うことが必要です。 (TOKAI コミュニケーションズ)</p> | <p>○ 接続料に算入する災害特別損失については、接続会計報告の際に設備区分別の災害特別損失の内訳を自主的に開示するとともに、接続料算定根拠においても公表するなど、可能な範囲で一般への情報開示を行っているところです。 なお、平成24年度においては、街の復興等に伴って復旧工事等が生じたことや収容ビルの高台移転を行うことになったことを踏まえ、これらに係る費用について、平成24年度第3四半期決算において全社で約34億円の災害特別損失を計上しています。</p> <p>「接続料が上昇する場合の措置については関係者間で合意形成を行うことが必要」との意見がありますが、当社は被災地での復旧活動に最善の努力をしており、その取り組み内容についてまで関係者間で合意形成を図る必要はないと考えます。また、復旧工事に伴って発生した災害特別損失は、第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用と同一の性質を有するものであり、昨年度においても接続料原価への算入が認められたものであることから、これを接続料の原価に含めることについて、改めて関係者間で合意形成を図る必要はないものと考えます。 (NTT 東日本)</p> <p>○ なお、当該特別損失は、引き続き平成24年度に</p> | <p>○ 接続料に算入する災害特別損失については、接続会計の公表の際等に、NTT東日本より開示がなされていたところであり、NTT東日本においては、接続事業者の予見性を担保する観点から、引き続き情報開示を行うことが適当である。 なお、接続会計については、各年度の電気通信事業会計をもとに整理がなされるものであることから、接続会計の様式に基づく情報開示が可能となるのは早くとも各年度の決算終了以後となることに留意が必要である。</p> <p>○ また、NTT東西においては、平成26年度以降の接続料において災害特別損失を接続料原価に算入する場合には、災害特別損失について、接続会計の公表の際の開示に加え、予見性の確保の観点から、必要に応じて、可能な範囲で、災害特別損失の接続料原価への算入状況に係る情報を接続料の認可申請よりも可能な限り早い時期に関係事業者が開示できるか検討することが適当である。(要請)</p> |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>においても発生しているため、事業の予見性確保の観点から、今後どのくらいの期間発生し続けるのかといった将来予測や平成26年度接続料原価に反映されるコストの具体的内容や金額規模等詳細な情報を接続会計公表後できるだけ速やかに開示し、当該内容について接続事業者の説明すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> | |
|--|---|--|

3. 調整額の扱いに係る意見

| 意見 | 再意見 | 考え方(案) |
|---|---|---|
| 意見6 調整額による接続料の急激な変動を抑制する仕組みについて、平成26年度接続料の算定に向けて検討を行うべき。 | 再意見6 | 考え方6 |
| <p>○ ③ 調整額制度の見直しについて</p> <p>本申請案では、中継DFが最も顕著な例ですが、調整額の算入により予測不能な料金水準となったものがあります。これでは、接続事業者からは予見性が確保できないため、調整額による接続料の急激な変動を抑制する仕組みについても、平成26年度接続料算定に間に合うようスケジュールを確保し検討する必要があると考えます。</p> <p>この調整額制度の見直しについては、NTT東西殿と接続事業者双方にメリットがあるものと考えますし、具体的には、複数年で調整額もしくは収支を把握する方法や、変動の閾値を一定程度設定する方法などが考えられます。</p> <p>(イー・アクセス)</p> <p>○ なお、需要が減少し、さらに需要の減少分に見合うコストの削減が行われないという傾向が継続するのであれば、調整額のコストの分散を行っても次年度以降に調整額がさらに高騰することが想定されるため、</p> | <p>○ 平成25年度適用接続料における調整額の加算については、接続料規則の規定に則って行っているものであり、適正なものと考えます。</p> <p>仮に、ご指摘のような、接続料の急激な変動を抑制するために調整額の後年度への繰り延べ等を行うと、需要が減少傾向にある接続料の場合は、現在の乖離額調整制度の構造上、需要減少分だけ調整額の未回収分が生じ続けることとなりますが、その上、調整額の原価算入を後年度に繰り延べるため、後年度に発生する調整額に加えて繰り延べた調整額が加算されることになり、再度、調整額を分割せざるを得なくなる事態を招くと想定されます。</p> <p>その結果、未回収額としての調整額が雪だるま式に増加していくことが懸念されるため、このような方策は採るべきではないと考えます。</p> <p>(NTT 東日本)</p> <p>○ 平成25年度適用接続料における調整額の加算</p> | <p>○ 総務省においては、調整額制度に起因する接続料水準の急激な変動を抑制する方策について検討を行い、その結果を当審議会に報告することが適当である。(要請)</p> |

今後の調整額の負担方法の在り方については経年で平準化させるために方策を検討していく必要があるとともに NTT 東西においてはより一層のコストの削減を行っていただくことが必要です。

(TOKAI コミュニケーションズ)

○ なお、毎年度接続料原価に算入されている調整額の影響により、平成25年度接続料が急激に変動していることから、調整額による接続料の急激な変動を抑制する仕組みについても平成26年度接続料算定に向けて検討を行っていただくことを要望いたします。

(11事業者連名)

○ 調整額について

今回申請された実際費用方式に基づく接続料について、前々年度の実績値との乖離額(調整額)の影響より、とりわけドライカッパ接続料、中継ダークファイバ接続料が急激に上昇しています。

実際費用と再計算した額との乖離額(調整額)が接続料コストに占める割合が大きいケースや需要の変動が大きいケースにおいては、接続料の振幅が大きくなり、結果として接続料水準が安定せず、競争事業者にとっての予見性が損なわれています。このため、調整額による接続料の急激な変動を抑制することについても検討をお願いしたいと考えます。

(KDDI)

○ また、乖離額調整の制度の影響により、接続料水準が年度により大きく増減している場合があり、現行の乖離額調整の方法では、接続料水準の安定性・予見性に課題があります。

その調整額を縮小する方策等について、以下各論においてご提案いたしますので、今後ご検討して頂きたいと考えます。

については、接続料規則の規定に則って行っているものであり、適正なものと考えます。

仮に、ご指摘のような、接続料の急激な変動を抑制するために調整額の後年度への繰り延べ等を行うと、需要が減少傾向にある接続料の場合は、現在の乖離額調整制度の構造上、需要減少分だけ調整額の未回収分が生じ続けることとなりますが、その上、調整額の原価算入を後年度に繰り延べるため、後年度に発生する調整額に加えて繰り延べた調整額が加算されることになり、再度、調整額を分割せざるを得なくなる事態を招くと想定されます。

その結果、未回収額としての調整額が雪だるま式に増加していくことが懸念されるため、このような方策は採るべきではないと考えます。

(NTT 西日本)

○ イー・アクセス株式会社、KDDI 株式会社、ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社およびソフトバンクモバイル株式会社のご意見に賛同いたします。

調整額が実際費用方式に基づく接続料全体における乱高下の原因となる事がある為、調整額の見直しについて方法を議論し早期に対応していただく事を期待いたします。

(TOKAI コミュニケーションズ)

○ ■調整額制度の見直しについて

各社殿の意見に賛同いたします。

実際に、ドライカッパ、ラインシェアリング、中継DFにおいては、調整額の乖離幅が大きいため、接続料の水準が安定せず、予見性確保が困難となっていることから、平成 26 年度接続料設定に向けて、将来の需要予測・収支予想を反映するなどして、乖離額の縮小もしくは平準化等の急激な変動

| | | |
|--|--|---|
| <p>(ソフトバンク)</p> | <p>を抑制する仕組みを検討していただきたいと考えます。 (イー・アクセス)</p> <p>○ 調整額制度の見直しをすべきとの各社殿意見に賛同します。 接続料水準の予見性向上及び接続料水準の急激な変動を抑制する観点から、調整額の幅を縮小する方法について、検討をお願いします。 (ソフトバンク)</p> | |
| <p>意見7 調整額については、接続料規則第8条第2項第2号の規定に基づき、2年に分割して算入することにより、平成25年度接続料の抑制を図るべき。</p> | <p>再意見7</p> | <p>考え方7</p> |
| <p>○ 調整額については、平成 25 年度接続料水準が前年度と比較し大幅に上昇していることから、接続料規則第 8 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、接続料の急激な変動を緩和する観点から、災害特別損失と同様に 2 年に分け、平成 25 年度接続料の抑制を図って頂きたいと考えます。 (ソフトバンク)</p> <p>○ ② 調整額について 本申請案では、NTT西殿のドライカップもNTT東殿と同様に 1,400 円に近づく接続料水準へ上昇しております。ラインシェアリングにおいても、NTT東西殿ともに 100 円に近づく接続料水準となっており、調整額が上昇の要因となっていることから、ドライカップ、MDFIに関しては、調整額についても、接続料規則第8条第2項第2号の規定を根拠として、特損と同様に単年度ではなく、複数年度(平成25年度と平成26年度接続料の2年間)に分割した原価算入として、急激な接続料の上昇を抑制する措置を講じていただきたいと考えます。 (イー・アクセス)</p> | <p>○ 平成25年度適用接続料における調整額の加算については、接続料規則の規定に則って行っているものであり、適正なものと考えます。 仮に、需要が減少傾向にある接続料の場合、現在の乖離額調整制度の構造上、需要減少分だけ調整額の未回収分が生じ続けることとなりますが、その上、調整額の原価算入を後年度に繰り延べることとした場合には、後年度に発生する調整額に加えて繰り延べた調整額が加算されることとなるため、再度、調整額を分割せざるを得なくなる事態を招くと想定されます。 その結果、未回収額としての調整額が雪だるま式に増加していくことが懸念されるため、このような方策は採るべきではないと考えます。 (NTT 東日本)</p> <p>○ 平成25年度適用接続料における調整額の加算については、接続料規則の規定に則って行っているものであり、適正なものと考えます。 仮に、需要が減少傾向にある接続料の場合、現在の乖離額調整制度の構造上、需要減少分だけ調整額の未回収分が生じ続けることとなりますが、</p> | <p>○ NTT東西の再意見において述べられているとおり、ドライカップ及びラインシェアリングに係る接続料のように需要が減少傾向にある接続料の場合、調整額制度の構造上、恒常的に正の調整額が発生し続ける傾向がある。そのため、平成 25 年度接続料において接続料規則第8条第2項第2号の規定に基づく調整額の分割を行った場合、平成 26 年度以降の接続料において、当該年度に係る接続料に加えて繰り延べた調整額が加算されることとなる。その結果、接続料水準に対する調整額の影響が翌年度において更に増大し、接続料に係る予見性が損なわれると考えられることから、平成 25 年度接続料の算定において接続料規則第8条第2項第2号の規定に基づく調整額の分割を行うことは適当ではない。</p> <p>○ 中継ダークファイバについては、本件申請においては平成 24 年度接続料と比較して負の調整額が縮小したため、接続料が上昇したものであるが、本件申請においても調整額は依然として負となっているものである。また、平成 26 年度接続料に加算されることとなる平成 24 年度会計実績に</p> |

○ 4. 調整額について

平成 25 年度の接続料原価には平成 23 年度の接続料収入の乖離額を調整額として算入しており、この乖離額調整制度はあらかじめ接続料が確定する方式として一定の予見性はあるものの、需要の減少傾向が継続し、さらに需要の減少分に見合うコスト削減が行われない場合には、1 回線当たりの調整額が過大に上昇する構造にあります。また一方で本件認可申請における NTT 東日本の中継光ファイバのように会計処理の変更起因する計上コストの変動に伴い接続料が乱高下する場合もあり、調整額の推移は接続事業者にとって予見することが非常に難しいものとなっております。調整額が過大になることによる接続料の急激な変動については接続料規則第 8 条第 2 項第 2 号の定めるところにより緩和できるところとされていることから、少なくとも平成 25 年度のメタル回線の接続料における調整額については、前項の NTT 東日本の特別損失の取り扱いと同様に平成 25 年度と平成 26 年度の 2 カ年にコストを分散することを希望いたします。

(TOKAI コミュニケーションズ)

○ 調整額については、平成25年度接続料水準が前年度と比較し大幅に上昇していることから、接続料規則第8条第2項第2号の規定に基づき、接続料の急激な変動を緩和する観点から、災害特別損失と同様に2年に分け、平成25年度接続料の抑制を図っていただきたいと考えます。

(11事業者連名)(再掲)

その上、調整額の原価算入を後年度に繰り延べることとした場合には、後年度に発生する調整額に加えて繰り延べた調整額が加算されることになるため、再度、調整額を分割せざるを得なくなる事態を招くと想定されます。

その結果、未回収額としての調整額が雪だるま式に増加していくことが懸念されるため、このような方策は採るべきではないと考えます。

(NTT 西日本)

○ イー・アクセス株式会社、ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社およびソフトバンクモバイル株式会社のご意見に賛同いたします。

今回申請された、ドライカツパラインシェアリングの接続料の急激な上昇を抑制する為、調整額を 2 年に分けて接続料算入させることを希望いたします。

(TOKAI コミュニケーションズ)

○ ■調整額について

各社殿の意見に賛同いたします。

特に、NTT 東殿においては、特損の原価算入により、調整額の乖離幅も特損分上積みされていることから、特損の影響を受けた状況となっております。接続料の急激な上昇の要因にもなっているため、特損と同様に、平成 25 年度と平成 26 年度の 2 年に分けて接続料原価に算入していただき、平成 25 年度接続料の急激な上昇を抑制する措置を講じていただきたいと考えます。

調整額は、平成 19 年 3 月の情報通信審議会の答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」にて、予見性確保及び事務処理負担の低減を図る観点から、事後精算制度として導入されましたが、複数の接続事業者が「過

基づく調整額については、平成 24 年度接続料が過年度と比較して低廉な水準となっていたことを踏まえると、負の調整額による引き下げ効果が縮減し、場合によっては正の調整額が発生する可能性もある。これらを踏まえると、接続料規則第 8 条第 2 項第 2 号の規定に基づいて複数年度での算定を行った場合、接続料水準は本件申請と同程度か、むしろ上昇することも考えられる。

以上を踏まえると、中継ダークファイバについても、平成 25 年度接続料の算定において接続料規則第 8 条第 2 項第 2 号の規定に基づく調整額の分割を行うことは適当ではない。

| | | |
|--|---|---|
| | <p>年度の予測値と実績値の乖離分が著しく大きくなった場合、急激な接続料の高騰が発生すること」を強く懸念したため、接続料規則第8条第2項第2号の規定が定められたものと認識しております。</p> <p>本申請案のメタル回線をはじめ近年の接続料における調整額による料金変動は、まさに懸念していた状況にあるものと認識しており、接続料規則第8条第2項第2号が適用されて然るべきと考えます。</p> <p>また、接続料認可の審査にあたっては、接続料規則第8条第2項第2号の適否についても、審査事項として明確に審査結果を示すべきであり、プロセス化していただくことを要望します。</p> <p>(イー・アクセス)</p> | |
| <p>意見8 中継ダークファイバについて、乖離額調整により接続料が大幅に増加している。来年度の接続料申請までに、乖離額を縮小するための対策を検討すべき。</p> | <p>再意見8</p> | <p>考え方8</p> |
| <p>○ 2. 光信号中継伝送機能(中継ダークファイバ)について</p> <p>中継ダークファイバについては、接続料原価のコスト削減等により、全体としては値下げ傾向にありますが、過去の実績費用と接続料収入の差が大きく、その乖離額調整により、接続料が大きく増減します。なお、平成25年度接続料は、平成24年度の乖離額との差が大きいことから、平成24年度接続料比で、NTT 東日本殿:24.5%、NTT 西日本殿:7.0%の大幅な上昇となっています。</p> <p>乖離額は、過去の実績費用と接続料収入との差分により発生するものですが、この問題を解決するためには、この乖離額を縮小する他にないと考えます。そのため、中継ダークファイバについては、特例的に将来原価方式を適用し、乖離額を縮小するといった対策を来年度の接続料申請までに検討して頂きたいと考えます。</p> | <p>○ 接続料は、実際に要した設備コストを利用に応じて応分にご負担いただくことが原則であり、前々年度の実績に基づき算定した接続料と、当該年度に要した実績費用との差分については、乖離額調整の仕組みにより、当社の設備を利用した接続事業者にご負担いただく必要があると考えます。</p> <p>将来原価方式は、一定の予測に基づく算定方法であり、実績原価・需要は今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向のみならず、他事業者の営業戦略等によっても変化するものであり、構造上、予測との乖離が不可避であることから、実績原価方式と同様、実績原価を把握した段階で実績収入と実績原価との差額を補正する仕組みが必要です。</p> <p>しかしながら、将来原価方式については乖離額調整制度が原則認められておらず、まずはこの点について見直していただくことが必要と考えます。</p> | <p>○ 接続料規則第8条第2項第2号においては、接続料の急激な変動を緩和する必要があるときには、接続料の原価の算定期間を5年までの期間の範囲内とすることができることが規定されている。</p> <p>ただし、本件申請における中継ダークファイバ接続料の上昇については、考え方7のとおり、調整額の影響によるものである。</p> <p>このため、考え方6のとおり、総務省においては、調整額制度に起因する接続料水準の急激な変動を抑制する方策について検討を行い、その結果を当審議会に報告することが適当である。</p> |

| | | |
|-----------------|---|--|
| <p>(ソフトバンク)</p> | <p>(NTT 東日本)</p> <p>○ 接続料は、実際に要した設備コストを利用に応じて応分にご負担いただくことが原則であり、前々年度の実績に基づき算定した接続料と、当該年度に要した実績費用との差分については、乖離額調整の仕組みにより、当社の設備を利用した接続事業者にご負担いただく必要があると考えます。</p> <p>将来原価方式は、一定の予測に基づく算定方法であり、実績原価・需要は今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向のみならず、他事業者の営業戦略等によっても変化するものであり、構造上、予測との乖離が不可避であることから、実績原価方式と同様、実績原価を把握した段階で実績収入と実績原価との差額を補正する仕組みが必要です。</p> <p>しかしながら、将来原価方式については乖離額調整制度が原則認められておらず、まずはこの点について見直していただくことが必要と考えます。</p> <p>(NTT 西日本)</p> | |
|-----------------|---|--|

4. 特設公衆電話に係る意見

| 意見 | 再意見 | 考え方(案) |
|---|---|---|
| <p>意見9-1 特設公衆電話の費用の公衆電話の接続機能原価への算入は、公衆電話料金の値上がりにつながり、平時の公衆電話利用者に転嫁される可能性があるため認められない。</p> <p>特設公衆電話の費用については、基金作りや税金の投入等も考えられ、特設公衆電話の設置や費用負担のあり方について、検討されるべき。</p> | <p>再意見9</p> | <p>考え方9</p> |
| <p>○ ① 災害発生時の通信の確保は重要な課題となっています。第1種公衆電話の増設が検討された中で、NTT東西から特設公衆電話の自主的設置が提案されました。しかし、災害時の通信確保の上で重要な役割を果たす特設公衆電話の設置は、全国あまねく実施されるべきであり、NTT東西の社会貢献の範囲で済まされるものではないと考えます。</p> <p>② 特設公衆電話は、国の防災対策として一定の基準のもと、必要な個所にすべて設置することを強く望みます。</p> <p>③ その費用に関しては、設置費を含め税金等で賄われるべきものと考えます。</p> <p>④ 今回の変更案は、NTTの裁量で設置した特設公衆電話の費用を、平時の公衆電話利用者に転嫁するものであり、認めることはできません。 (全国地域婦人団体連絡協議会)</p> <p>○ 東日本大震災での教訓から、災害時等に避難所等に設置され、無料で利用できる特設公衆電話について、災害時等にその利用が迅速にできるよう、避難所等に予め電話回線を引く工事が進められていることを歓迎しますが、接続料のあり方を含め、以下の意見を述べますので、ご検討をよろしく願います。</p> | <p>○ 【意見】</p> <p>東日本大震災を踏まえ、災害時等に迅速に対応するために、避難所等に予め特設公衆電話の用意しておくことは積極的に推進すべきことであると考えます。しかし、特設公衆電話の費用を公衆電話の接続機能の原価に含めることについては反対します。</p> <p>【理由】</p> <p>最近では、携帯電話などの普及で利用者が減り、公衆電話は削減されています。東日本大震災の際には、携帯電話等不通となる事態が発生するなかで、公衆電話は不通となることなく、国民の安心をつなぐ道具として機能しました。</p> <p>携帯電話等を持っていない子供たちや高齢者にとっては、公衆電話は重要な道具です。今回の申請に基づいて、特設公衆電話の費用を公衆電話料金に含めた場合、いわば社会的な弱者に制度維持のコストを負担させることにつながるのではないかと考えます。</p> <p>また、同じ10円でも通話できる時間が短くなるなど、実質的な公衆電話料金の値上げにつながることも考えられ、その場合には、実質値上げによる利用者減が加速し、ひいてはさらに公衆電話台数が削減されることにつながることを危惧します。</p> | <p>○ 公衆電話発信機能及びデジタル公衆電話発信機能に係る接続料への特設公衆電話に係る端末回線コスト及びNTSコストの算入についての考え方は別添2のとおり。</p> <p>これを踏まえ、公衆電話発信機能及びデジタル公衆電話発信機能に関し、特設公衆電話に係る端末回線コスト及びNTSコストに係る調整額を除いて再算定することが適当である。(補正)</p> <p>また、特設公衆電話に係る費用をNTT東西と接続事業者とで負担することは合理性が認められるものの、NTT東西において、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみ転嫁されないように留意しつつ、接続料以外の方法も含め、特設公衆電話に係る費用の負担方法について検討し、平成25年9月末までにその結果を総務省に報告し、公表することが適当である。(要請)</p> <p>また、NTT東西において、同年6月末までに特設公衆電話の設置の考え方、設置台数及び設置見込を総務省に報告し、その内容について関係事業者に開示するとともに、関係事業者の意見を踏まえつつ、特設公衆電話の設置の考え方及び設置見込等について検討し、同年9月末までに、その結果を総務省に報告し、公表することが適当である。(要請)</p> <p>○ なお、特設公衆電話についてユニバーサルサ</p> |

| | | |
|--|---|---|
| <p>1. 今回の申請内容である、特設公衆電話の費用の公衆電話の接続機能原価への参入は、公衆電話料金の値上がりにつながる可能性があります。</p> <p>現状では、特設公衆電話の基本料相当の費用はNTT東西が負担となっています。今回の申請で、この費用が、通常の公衆電話の接続における携帯電話等の着信側の事業者がNTT東西に支払う公衆電話接続料の一部である基本料相当の費用に参入許可されれば、着信側事業者の負担(支出)が増え、その増加分なり一部が着信側事業者の収入となる公衆電話通話料金に転嫁される可能性がでてきます。公衆電話利用者の負担が増える可能性がある提案には賛同できません。</p> <p>2. 通常の公衆電話利用者が、災害時等の特設公衆電話にかかる費用をさらに負担することにつながり、不公平感を助長します。</p> <p>1. で述べた可能性のもとでは、通常の公衆電話利用者が特設公衆電話にかかる費用の一部をさらに負担することになります。特設公衆電話にかかる費用負担については、一部利用者に転嫁される可能性を生む仕組みではなく、別途検討されるべきと考えます。</p> <p>3. 災害時の無料公衆電話の設置のあり方、並びにそれに係る費用負担のあり方については、防災的視点から国民に保障していく内容で検討してください。</p> <p>災害時等に無料で利用できる公衆電話が、常設であれ、特設であれ、多く存在することは非常に心強いです。その設置については、設置箇所や台数が事業者や自治体の意思や自主的取り組みにゆだねられるだけにとどめず、国の防災対策として推進すべき内容と捉えています。また、それに伴う費用負担のあり方についても、一部利用者に負担を及ぼす状況作りではなく、基金作りや税金の投入等も考えられます。</p> | <p>【今後に向けて】</p> <p>特設公衆電話は、これまでNTT東西による自主的な取組みとして進められてきました。</p> <p>災害時に無償で利用できる電話を平時より整備しておくことは必要不可欠であり、一企業の取組みとしてではなく、国の大規模災害対策として位置付けることが順当だと考えます。</p> <p>従って、特設公衆電話は全国あまねく提供されるユニバーサルサービス制度の中に位置づけることを検討してはどうでしょうか。</p> <p>さらに、現在公衆電話の設置場所は、NTT東西のホームページで公表されていますが、今後設置される特設公衆電話についても、設置場所、設置箇所数、設置台数等の設置基準を公表すべきだと考えます。</p> <p>(全国消費者団体連絡会)</p> <p>○ 1. 意見主旨</p> <p>大規模災害への備え強化の一つとして、予め避難所等に特設公衆電話を平時より整備しておくことには必要な取り組みと考えます。しかしこの特設公衆電話の費用を公衆電話の接続費用の原価に加えることには反対です。</p> <p>2. 意見の理由</p> <p>(1) 公衆電話は携帯電話の普及等によりその利用者が大幅減少となったため、設置台数は大巾に削減されてきました。しかしながら 2011 年 3 月の東日本大震災においては、携帯電話等が不通となるなかでも公衆電話はその機能を発揮しました。</p> <p>特設公衆電話の費用を公衆電話の接続費用の原価に加えることにより、①公衆電話の同じ金額での通話可能時間減となり実質値上げとなるのではないかと、②その事により利用者の更なる減少そして</p> | <p>ービス制度の中に位置づけるとの意見については、情報通信審議会答申「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」(平成 24 年3月)において、特設公衆電話(事前配備)について「まずはこれまでどおりNTT東西における自主的な取組として進めることが適当であり、今後、必要に応じて、その状況を確認しつつ、改めて検討をすることが適当であると考えられる」とされている。</p> <p>○ また、特設公衆電話について税金等により整備すべきとの意見については、当審議会の審議事項を超えたものである。</p> |
|--|---|---|

| | | |
|---|--|--|
| <p>設置や費用負担のあり方についての検討を要望します。 (東京消費者団体連絡センター)</p> | <p>公衆電話設置台数の削減につながっていくのではないかと懸念します。</p> <p>(2) 特設公衆電話の整備は、これまで東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取り組みとして行なわれてきましたが、本来は国の大規模災害対策の取り組みとして進めるべきことであると考えます。</p> | |
| <p>意見9-2 震災対策等の社会的要請にこたえるための費用については、NTT東西以外の事業者においても、携帯電話の無料貸出し等を実施していることから、接続料原価への算入の是非について、全事業者共通の一般ルールとして考え方を整理した上で、許可申請への対応を実施すべき。</p> | <p>従って現行のユニバーサルサービス制度の中に特設公衆電話も位置づけることが妥当と考えます。 (神奈川県消費者団体連絡会)</p> | |
| <p>○ 3.公衆電話について</p> <p>本申請に係る接続料の算定に当たり、NTT 東西殿は、特設公衆電話に係る端末回線コスト及び NTS コストについて、接続料に算入しており、この算入については接続料規則に規定がないため、本申請と併せて接続料規則第3条の許可を求めています。</p> <p>震災対策等の社会的要請にこたえるための費用については、NTT 東西殿以外の事業者においても、携帯電話の無料貸出し等を実施していることから、接続料原価への算入の是非について、全事業者共通の一般ルールとして考え方を整理した上で、許可申請への対応を実施すべきと考えます。 (ソフトバンク)</p> | <p>○ 当社は、東日本大震災の経験を踏まえ、災害発生時の被災者や帰宅困難者の通信手段の確保に必要であると認められる箇所に特設公衆電話の設置を行っています。具体的には、被災者の通信手段確保の観点からは、学校・公民館等の公共施設、また、帰宅困難者の通信手段の確保の観点からは、大都市圏等の帰宅困難者の滞留や利用が想定される主要ターミナルやコンビニエンスストア等を対象に、施設管理者と相談しながら事前配備を進めています。その際、可能な限りコストをかけずに特設公衆電話を設置する観点から、電話機等については、基本的には自治体等の施設管理者に用意して頂くようお願いしているところです。</p> <p>また、「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方について 最終取りまとめ」(平成23年12月27日)で記載されているアクションプランでも、「電気通信事業者等が中心となり取り組むべき事項」として特設公衆電話の設置推進が期待されているところです。</p> <p>特設公衆電話の端末回線に係る費用については、これまで、当社のみが負担してきたところですが、こうした災害発生時における最低限の通信手段の確保を図るための対応については、特定の事</p> | |

| | | |
|--|--|--|
| | <p>業者のみで対応すべきでなく、本来、関係する全事業者で対応すべきものであることから、費用についても、当社のみで負担するのではなく、携帯電話事業者を始めとする関係事業者にもご負担いただく必要があるものと考えます。</p> <p>その際、当該費用については、以下の観点から、公衆電話発信機能の原価に含め、平時の接続料で回収する方向で、関係事業者間での協議を進めてきたところです。</p> <p>・当該機能は、被災者や帰宅困難者の通信手段の確保という点で、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であること、</p> <p>特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を求めた場合、事前設置期間の費用を災害発生時に一度に求めることとなり、関係事業者の理解が得られにくいこと</p> <p>今回こうした費用について、基金や税金等で賄うべきとの意見が示されていますが、「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」答申(平成24年3月1日)において「(当社が行った)公衆電話の通話料の無料化に係る損失の取り扱いについて、直ちにユニバーサルサービス制度の補填の対象とすることは適当ではなく、まずは、費用負担のあり方について、関係事業者間で協議を進めることが必要」とされたことを踏まえれば、本費用についても同様の整理になるものと考えられます。</p> <p>仮に上記答申とは異なる整理をし、基金や税金等により賄おうとすれば、社会的コンセンサスの形成に相当の時間を要すると想定されます。当社としては、既に設置している特設公衆電話について現にコストが発生していること、及び災害発生時の公衆電話や特設公衆電話に係る費用を関係事業者間で負担することで概ねコンセンサスが得られていることに鑑み、特設公衆電話の端末回線に係る費</p> | |
|--|--|--|

用についても、公衆電話接続料により、応分に費用負担していただくことが適当と考えます。

したがって、総務省においては、当該費用は当社だけが負担するのではなく、関係事業者も含めて負担することが適切であることを明らかにしたうえで、当社の申請どおり認可すべきと考えます。

なお、アナログ公衆電話発信機能の接続料に占める特設公衆電話の割合は2.6%と僅少であり、特設公衆電話に係るコストを原価に含めることが、直ちにユーザ料金の値上げに結びつくものではないと考えます。

また、NTT東西以外の事業者が避難所等で不特定多数の方々の用に供する目的で携帯電話の無料貸し出し等を実施される場合の取り扱いについては、今回、特設公衆電話に係る費用負担の扱いについて整理されることを前提に、今後、事業者間で協議させていただく考えです。

(NTT 東日本)

○ 当社は、東日本大震災の経験を踏まえ、災害発生時の被災者や帰宅困難者の通信手段の確保に必要であると認められる箇所に特設公衆電話の設置を行っています。具体的には、被災者の通信手段確保の観点からは、学校・公民館等の公共施設、また、帰宅困難者の通信手段の確保の観点からは、大都市圏等の帰宅困難者の滞留や利用が想定される主要ターミナル等を対象に、施設管理者と相談しながら事前配備を進めています。その際、可能な限りコストをかけずに特設公衆電話を設置する観点から、電話機等については、基本的には自治体等の施設管理者に用意して頂くようお願いしているところです。

また、「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方について 最終取りまとめ」(平成23年

12月27日)で記載されているアクションプランでも、「電気通信事業者等が中心となり取り組むべき事項」として特設公衆電話の設置推進が期待されているところです。

特設公衆電話の端末回線に係る費用については、これまで、当社のみが負担してきたところですが、こうした災害発生時における最低限の通信手段の確保を図るための対応については、特定の事業者のみで対応すべきでなく、本来、関係する全事業者で対応すべきものであることから、費用についても、当社のみで負担するのではなく、携帯電話事業者を始めとする関係事業者にもご負担いただく必要があるものと考えます。

その際、当該費用については、以下の観点から、公衆電話発信機能の原価に含め、平時の接続料で回収する方向で、関係事業者間での協議を進めてきたところです。

・当該機能は、被災者や帰宅困難者の通信手段の確保という点で、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であること、

特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を求めた場合、事前設置期間の費用を災害発生時に一度に求めることとなり、関係事業者の理解が得られにくいこと

今回こうした費用について、基金や税金等で賄うべきとの意見が示されていますが、「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」答申(平成24年3月1日)において「(当社が行った)公衆電話の通話料の無料化に係る損失の取り扱いについて、直ちにユニバーサルサービス制度の補填の対象とすることは適当ではなく、まずは、費用負担のあり方について、関係事業者間で協議を進めることが必要」とされたことを踏まえれば、本費用についても同様の整理になるものと考え

| | | |
|--|---|--|
| | <p>えられます。</p> <p>仮に上記答申とは異なる整理をし、基金や税金等により賄おうとすれば、社会的コンセンサスの形成に相当の時間を要すると想定されます。当社としては、既に設置している特設公衆電話について現にコストが発生していること、及び災害発生時の公衆電話や特設公衆電話に係る費用を関係事業者間で負担することで概ねコンセンサスが得られていることに鑑み、特設公衆電話の端末回線に係る費用についても、公衆電話接続料により、応分に費用負担していただくことが適当と考えます。</p> <p>したがって、総務省においては、当該費用は当社だけが負担するのではなく、関係事業者も含めて負担することが適切であることを明らかにしたうえで、当社の申請どおり認可すべきと考えます。</p> <p>なお、アナログ公衆電話発信機能の接続料に占める特設公衆電話の割合は1.0%と僅少であり、特設公衆電話に係るコストを原価に含めることが、直ちにユーザ料金の値上げに結びつくものではないと考えます。</p> <p>また、NTT東西以外の事業者が避難所等で不特定多数の方々の用に供する目的で携帯電話の無料貸し出し等を実施される場合の取り扱いについては、今回、特設公衆電話に係る費用負担の扱いについて整理されることを前提に、今後、事業者間で協議させていただく考えです。</p> <p>(NTT 西日本)</p> <p>○ 特設公衆電話に係るコストについて、接続する事業者も何らかの形で負担することについて否定するものではありません。</p> <p>ただし、今回、当該コストを接続料規則第3条ただし書の規定を用いて公衆電話の接続料原価に特例的に算入する内容で申請が行われていること</p> | |
|--|---|--|

| | | |
|--|--|--|
| | <p>から、来年度以降に向けて、本来どのような形で接続する事業者も負担することが適切か、改めて十分な検討を行って整理する必要があると考えます。 (KDDI)</p> | |
| <p>意見10 公衆電話接続料は大幅な上昇傾向にあることから、公衆電話の効率化計画や将来の見通しについてNTT東西から提示されるべき。</p> | <p>再意見10</p> | <p>考え方10</p> |
| <p>○ なお、現状、公衆電話の接続料そのものが大幅に上昇傾向にあることから、公衆電話全体としての効率化計画や将来の見通し等について、NTT 東西殿よりご提示して頂くことも不可欠と考えます。 (ソフトバンク)</p> | <p>○ 公衆電話に係る接続料については、低利用公衆電話の廃止(約▲1.1万台(平成23年度))、撤去した公衆電話機の再利用(約2,500台(平成23年度))といった不断のコスト削減努力により約▲9.5%のコスト削減を行ったものの、携帯電話へのシフト等のほか、平成22年度の東日本大震災に伴う一時的なトラヒックの増加により、平成23年度は対前年で、トラヒックが大幅に減少したため(▲20.2%)、値上げとなっているものです。</p> | <p>○ 公衆電話機能に係る接続料については、NTT東西からの再意見にあるとおり、コストの削減・効率化の取組がなされているものの、トラヒックの減少により、結果として接続料が上昇傾向にある。 需要は今後も減少傾向が続くことが想定されることから、NTT東西においては、引き続き、トラヒックの減少に応じ、一層のコスト削減効果が出せるように努めることが適当である。 なお、平成24年度のNTT東日本における公</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | <p>なお、今後も引き続き、低利用公衆電話の廃止、撤去した公衆電話機の再利用、利用に応じて清掃や料金収集の回数削減等を実施し、公衆電話コストの削減に取り組んでいきます。</p> <p><参考>公衆電話台数等の前年比較 (数値はアナログ公衆電話+デジタル公衆電話の合計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆電話台数 平成22年度末:12万2千台→平成23年度末:11万台(▲9.8%) ・公衆電話に係るコスト 平成22年度:111億→平成23年度:101億(▲9.5%) ・公衆電話に係るトラヒック 平成22年度:495万時間→平成23年度:359万時間(▲20.2%) (NTT 東日本) <p>○ 公衆電話に係る接続料については、低利用公衆電話の廃止(約▲1万台(平成23年度))、撤去した公衆電話機の再利用(約1,500台(平成23年度))といった不断のコスト削減努力により約▲4.5%のコスト削減を行ったものの、携帯電話へのシフト等によりトラヒックが大幅に減少したことにより(▲17.6%)、値上げとなっているものです。</p> <p>なお、今後も引き続き、低利用公衆電話の廃止、撤去した公衆電話機の再利用、利用に応じて清掃や料金収集の回数削減等を実施し、公衆電話コストの削減に取り組んでいきます。</p> <p><参考>公衆電話台数等の前年比較</p> | <p>衆電話機能の接続料については、東日本大震災の発生時における公衆電話の無料化によりトラヒックが急激に増加したことから低下しており、調整額の適用により、平成26年度において接続料が上昇する可能性があることには留意が必要である。</p> <p>○ 公衆電話の効率化計画や将来の見通し等について提示すべきとの意見については、NTT東西の事業計画において、公衆電話の計画数が公表されているところである。NTT東西において、引き続き透明性の向上に努めていくことが望まれる。</p> |
|--|--|---|

| | | |
|--|--|--|
| | <p>(数値はアナログ公衆電話+デジタル公衆電話の合計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆電話台数 平成22年度末:13万1千台→平成23年度末:12万1千台(▲7.6%) ・公衆電話に係るコスト 平成22年度:100億→平成23年度:95億(▲4.5%) ・公衆電話に係るトラヒック 平成22年度:387万時間→平成23年度:319万時間(▲17.6%) <p>(NTT 西日本)</p> | |
|--|--|--|

5. その他

| 意見 | 再意見 | 考え方(案) |
|---|---|--|
| 意見11 MDFについて、平成26年度接続料算定に向けて配賦基準の検証や見直しを行う等、急激な接続料の上昇を抑制する措置を検討すべき。 | 再意見11 | 考え方11 |
| <p>○ ■MDFについて</p> <p>MDFについても上昇傾向にあり、ラインシェアリングの接続料上昇の要因となっております。メタル検討会にて、コスト適正化が検討されておりますが、MDFは配賦基準の見直し等では未検討となっております。現状ではコスト適正化の成果を享受できないことから、審議会の場において、ドライカップの見直しと連動して、施設保全費・減価償却費の配賦基準の検証や見直しを行うことで、平成26年度接続料算定に向けて急激な接続料の上昇を抑制する措置を検討していただきたいと考えます。</p> | <p>○ 主配線盤に係る施設保全費については、MDFとFTMで一体的に保全作業を行っていることから、総芯線数比により設備量に応じて「主配線盤(MDF)」「主配線盤(FTM)」に配賦しています。また、減価償却費については、MDFとFTMそれぞれ個別把握しています。</p> <p>以上のことから、現在の費用把握方法は適正であり、見直しの必要性はないと考えています。</p> <p>(NTT 東日本)</p> <p>○ 主配線盤に係る施設保全費については、MDF</p> | <p>○ 接続会計における費用の配賦については、第一種指定電気通信設備接続会計規則の規定及び公正妥当な会計の原則に基づき実施されるものである。</p> <p>なお、MDFに係る費用のうち、施設保全費の配賦については、大部分が実質的に直課されたものであり、仮にその他の部分について配賦基準の見直しを行ったとしても接続料への影響は僅少であると考えられる。</p> <p>また、減価償却費の配賦については、直課又は活動基準帰属によるものがそのほとんどを占</p> |

| | | | | | | | | |
|--|---|---|-------|--|-------|---|--|---|
| <p><メタル主配線盤></p> <table border="1" data-bbox="165 228 792 363"> <tr> <td></td> <td>現行の配賦基準</td> </tr> <tr> <td>施設保全費</td> <td>・線路設備の保守に直接係わるもの：芯線長比 ・上記以外のもの：上記支出額比</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>・線路設備に係わるもの：個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの：正味資産額比</td> </tr> </table> <p>(イー・アクセス)</p> | | 現行の配賦基準 | 施設保全費 | ・線路設備の保守に直接係わるもの：芯線長比 ・上記以外のもの：上記支出額比 | 減価償却費 | ・線路設備に係わるもの：個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの：正味資産額比 | <p>とFTMで一体的に保全作業を行っていることから、総芯線数比により設備量に応じて「主配線盤(MDF)」「主配線盤(FTM)」に配賦しています。また、減価償却費については、MDFとFTMそれぞれ個別把握しています。</p> <p>以上のことから、現在の費用把握方法は適正であり、見直しの必要性はないと考えています。 (NTT 西日本)</p> <p>○ イー・アクセス株式会社のご意見に賛同いたします。</p> <p>MDF の費用については現時点でコストの在り方が検討されていない事から、このままの利用者の減少にあわせて接続料が上昇する傾向が継続すると思われます。これは回線管理運営費とならびラインシェアリングの接続料全体に大きな影響を与える要因である為、接続料の上昇の抑制の為の措置について検討を行う事を期待いたします。 (TOKAI コミュニケーションズ)</p> | <p>めており、活動基準帰属については第一種指定電気通信設備接続会計規則別表第二に規定された占有面積比により配賦された建物に係る減価償却費が主である。したがって、減価償却費の配賦基準についても見直しの余地は乏しく、仮にその他の部分について配賦基準の見直しを行ったとしても接続料への影響は僅少であると考えられる。</p> |
| | 現行の配賦基準 | | | | | | | |
| 施設保全費 | ・線路設備の保守に直接係わるもの：芯線長比 ・上記以外のもの：上記支出額比 | | | | | | | |
| 減価償却費 | ・線路設備に係わるもの：個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの：正味資産額比 | | | | | | | |
| <p>意見12 回線管理運営費について、コストの低廉化、最適化を図り、接続事業者の負担を抑止するような施策の検討が必要。</p> | <p>再意見12</p> | <p>考え方12</p> | | | | | | |
| <p>○ ■回線管理運営費について</p> <p>本申請案の回線管理運営費は、NTT西殿のラインシェアリング以外を除き、前年度より大幅に上昇しております。近年はメタル回線の需要減少だけでなく、システム開発費用の算入も強く影響しており、回線管理運営費の接続料水準は上昇傾向にあります。</p> <p>特に、光ファイバ開通申込受付システムにおいては、平成24年度以降も新たなシステム開発が多く予定されており、平成26年度の回線管理運営費は更に上昇するものと思われます。</p> | <p>○ 回線管理運営費については、毎年度のSO件数の減少等に応じ、業務人員数を削減する等、費用の効率化を図っており、接続料の低廉化に努めているところです。</p> <p><プライスカップの設定について></p> <p>接続料は、実際の設備に係るコストをご負担いただく実績原価方式で算定することが基本であり、他事業者には、当社同様、利用に応じて実際に発生した設備コストを適正にご負担いただくことが原則と考えます。そのため、原価に基づかないプライスカップ規制を接続料の算定に持ち込むことは、馴染まないものと考えます。</p> | <p>○ 回線管理運営費の原価のうち、接続事業者が利用するシステムに係るシステム開発費等については、接続事業者のみが負担するものであり、接続事業者からコストの適正性についての懸念が示されている。</p> <p>このため、NTT東西においては、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、接続の申込み等に係るオペレーションシステムのうち、コストの負担、仕様、業務フローへの影響等の点で接続事業者に対する影響が特に大きいと予想されるものについては、開発・更改に着手する前に当事者間でコストの適正性も含めて十分な協議を行い、可能な限り各当事者の意見</p> | | | | | | |

【回線管理運営費の推移】

| 年度 | | H22 | H23 | H24 | H25 | 前年度 差額 | 前年度 増減率 |
|-------|------------------|------|------|------|------|-----------|------------|
| NTT 東 | ラインシェアリング | 38 円 | 42 円 | 50 円 | 57 円 | 7 円 | 14% |
| | ドライカップ・光ファイバ・PHS | 41 円 | 42 円 | 51 円 | 57 円 | 6 円 | 11.7% |
| NTT 西 | ラインシェアリング | 50 円 | 46 円 | 55 円 | 61 円 | 6 円 | 10.9% |
| | ドライカップ・光ファイバ・PHS | 58 円 | 60 円 | 60 円 | 59 円 | ▲1 円 | ▲1.6% |

回線管理運営費の原価の費用別内訳は、主に変動部分(SOに連動)と固定部分(システム開発費等)に分けられますが、各々のコスト低廉化、最適化を図り、接続事業者への負担を抑止するような施策の検討が必要と考えます。

以下、具体的にご提案いたします。

① 変動部分(SOに連動)について

ドライカップ、ラインシェアリングのコストは削減傾向にあるものの、需要減少に見合ったコスト削減に至らず、接続料の上昇要因となっています。NTT東西殿のコスト効率化を行うインセンティブを働かせるためにも、プライスカップ等の基準値(例:ラインシェアリング 60 円等)を設定し、超えた場合は、申込受付稼働を見直すなどの施策を検討する必要があると考えます。

② 固定部分(システム開発費等)について

平成24年5月から、新たな取り組みとして、NTT東西殿主催による接続事業者向けの「システム改修意見交換会」の定期的な開催が実施されており、システム改修の必要性・費用対効果をご説明いただく場が設置されたことは大変意義があるものと考えます。

しかしながら、システム開発費用が高コストであり、開発費用確定に至る経緯や費用対効果が不透明であるため、接続事業者が負担するコストであることから、開発費用の適正性及び妥当性を検証する必要があり、透明性を担保する観点からも意見交換会の

＜システムの開発計画等に係る透明性担保について＞

当社は申込受付等に係るシステム改修に係る意見交換会(本年は5月と11月の2回開催)等の機会を通じて、開発予定(検討中の案件も含む)のシステム改修案件について、必要な情報開示をさせていただいています。

また、他事業者からのご意見・ご要望等をヒアリングさせていただき、システム改修案件についてのご理解を得ながら、システム改修を実施しているところです。

当社としては、今後とも、上記意見交換会等の機会を通じて、他事業者のご理解を得られるように十分な説明を行い、システム改修を実施していく考えです。

＜光ファイバ開通申込受付システムの償却期間について＞

回線管理運営費の原価となる光ファイバ開通申込システムの開発費用については、当社とベンダとの委託契約に基づき、当該年度に実際に支払った費用を、接続会計において整理しているものであり、適切なものと考えています。

＜システム開発費用について要望事業者に基づく機能別の配賦とすること、また平成25年度以降に導入されるシステム開発費用から機能別の配賦について＞

回線管理運営費については、本来、各サービス固有の費用に基づき接続料を算定すべきと考えますが、平成23年度時点においても、各サービスの需要の成長度合いの差異が顕著であり、サービス固有の原価および需要に基づき算定したサービス別単金では料金水準に大きな差が生じると

を聴取することや、接続事業者から求めがある場合には、当該システム開発の必要性や費用対効果、仕様の合理性等について、引き続き、意見交換会の場等を通じ、十分な説明を行うことが適当である。(要請)

○ 回線管理運営費の原価のうち、サービスオーダーの処理等に係る営業費については、NTT東西においては、引き続き、毎年度のサービスオーダー件数の減少等に応じ、サービスオーダー処理に係る業務の体制を見直す等のコストの適正化の取組を実施することが適当である。なお、プライスカップ等の基準値の設定については、現行の制度の枠組みを超えているため、総務省において参考とすることが適当である。

○ 回線管理運営費の平準化については、平成16年度接続料の認可に際して、ドライカップ及び光ファイバの需要数が当該時点では非常に少なく、かつ、その後相当の変動が見込まれるといった不安定な状況にあったことから、当該時点において回線管理運営費の原価を役務ごとに細分化して個別に回線管理運営費を設定するのは時期尚早として導入されたものである。

平準化の見直しについては、情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(平成23年12月20日)において、移行期におけるメタル回線の接続料算定の在り方について、更なる適正化に向けた検討を行っていくことが適当とされたことを受け、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」において検討が行われているところである。

場にて説明が必要と考えます。

また、現在は光ファイバに関するシステム開発が主になっており、結果的にシステム導入を希望しない、並びにシステム導入の恩恵を受けないDSLサービスの接続事業者が負担している構造になっております。

光ファイバは、今後も需要増加が見込まれており、長期的にみてコスト回収可能である環境のため、回線管理運営費のコスト負担を共有しているDSLサービスの接続事業者に配慮し、以下のような措置を検討していただきたいと考えます。

<提案内容>

- ・光ファイバ開通申込受付システムの開発費用は、償却期間を10年等に延長する
- ・意見交換会にて、利用事業者が要望した改修案件については、機能別の配賦とする
- ・意見交換会にて、利用事業者はシステム改修の必要性、費用対効果を確認できる機会が設けられたため、平成25年度以降に導入されるシステム開発費用から機能別の配賦とする

【システム改修予定/開発概算額】※総務省殿限り

(総務省限り)

(イー・アクセス)

○ 2. 回線管理運営費について

ラインシェアリングにおいて回線管理費の割合が年々上昇し、回線管理運営費の変動そのものがラインシェアリングの接続料全体に大きな影響を与える要因となっています。回線管理運営費は接続事業者のサービスオーダー数に比例して発生する工事稼働

ころ、それを緩和するため、システム開発費用を含めて各サービス間の料金水準の平均化が図られているものと認識しています。

各サービス間の料金水準の平均化については、現在、開催されている「メタル回線コストの在り方に関する検討会」において検討されているところですが、そこでの結論を踏まえ、当社としては適切に対応する考えです。

(NTT 東日本)

- 回線管理運営費については、毎年度のSO件数の減少等に応じ、業務人員数を削減する等、費用の効率化を図っており、接続料の低廉化に努めているところです。

<プライスキャップの設定について>

接続料は、実際の設備に係るコストをご負担いただく実績原価方式で算定することが基本であり、他事業者には、当社同様、利用に応じて実際に発生した設備コストを適正にご負担いただくことが原則と考えます。そのため、原価に基づかないプライスキャップ規制を接続料の算定に持ち込むことは、馴染まないものと考えます。

<システムの開発計画等に係る透明性担保について>

当社は申込受付等に係るシステム改修に係る意見交換会(本年は5月と11月の2回開催)等の機会を通じて、開発予定(検討中の案件も含む)のシステム改修案件について、必要な情報開示をさせていただきます。

また、他事業者からのご意見・ご要望等をヒアリングさせていただき、システム改修案件についてのご理解を得ながら、システム改修を実施してきているところです。

| | | |
|--|--|--|
| <p>に係るコスト等と、接続事業者のサービスオーダーを受け付ける申込受付システムに係るコスト等に大別されますが、前者については NTT 東西が一層のコスト圧縮を行い、かつ後者については NTT 東西が接続事業者に対して改修計画を公開した上で、接続事業者が事前に合意しないシステム改修を行わないことで需要の減少による接続料の上昇を抑制していくことが必要です。</p> <p>(TOKAI コミュニケーションズ)</p> | <p>当社としては、今後とも、上記意見交換会等の機会を通じて、他事業者のご理解を得られるように十分な説明を行い、システム改修を実施していく考えです。</p> <p><光ファイバ開通申込受付システムの償却期間について></p> <p>回線管理運営費の原価となる光ファイバ開通申込システムの開発費用については、当社とベンダとの委託契約に基づき、当該年度に実際に支払った費用を、接続会計において整理しているものであり、適切なものと考えています。</p> <p><システム開発費用について要望事業者に基づく機能別の配賦とすること、また平成25年度以降に導入されるシステム開発費用から機能別の配賦について></p> <p>回線管理運営費については、本来、各サービス固有の費用に基づき接続料を算定すべきと考えますが、平成23年度時点においても、各サービスの需要の成長度合いの差異が顕著であり、サービス固有の原価および需要に基づき算定したサービス別単金では料金水準に大きな差が生じる場所、それを緩和するため、システム開発費用を含めて各サービス間の料金水準の平均化が図られているものと認識しています。</p> <p>各サービス間の料金水準の平均化については、現在、開催されている「メタル回線コストの在り方に関する検討会」において検討されているところですが、そこでの結論を踏まえ、当社としては適切に対応する考えです。</p> <p>(NTT 西日本)</p> <p>○ イー・アクセス株式会社のご意見に賛同いたしま</p> | |
|--|--|--|

す。

システム改修意見交換会の開催によって、システム開発は接続事業者との事前の合意形成が促進されるようになりましたが、費用を負担する接続事業者にとって開発費の透明性が確保されたものではありません。よって機能の必要性に加えてコストの妥当性の検証可能性を高めることが必要です。

(TOKAI コミュニケーションズ)

○ ■回線管理運営費について

TOKAI コミュニケーションズ殿の意見に賛同いたします。

ラインシェアリングの上昇要因である回線管理運営費については、メタルの需要減少及びシステム改修にかかる開発費用により、平成 26 年度以降も上昇し続ける状況であるため、早急に上昇を抑制する施策を検討していただきたいと考えます。

なお、回線管理運営費は、NTT 東西殿の営業部門が利用しない接続事業者のみが負担となるためコスト削減インセンティブが希薄になる蓋然性が高い構造的な課題があることを踏まえ、NTT 東西殿には、メタルの需要減少予測を見据えた計画的な稼働の見直しを適宜実施していただき、より一層のコスト効率化を義務付けるべきと考えます。

また、回線管理運営費は平準化の適否に拘らず、あらゆる観点で算定方法及びコスト負担の見直しを検討することが可能と考えます。

円滑な移行を考慮しつつも、公正な競争環境を歪めないよう、事業者間のコスト負担の公平性及びコスト削減を確保した算定方法について、審議会またはメタル回線のコストの在り方に関する検討会（以下、メタル検討会）において、検討していただきたいと考えます。

| | | |
|--|--|--|
| | <p>(イー・アクセス)</p> <p>○ 接続事業者側でも、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、NTT 東西殿という。)のシステム開発費用の適正性や妥当性を検証できるように、以下の対応をお願いします。</p> <p>①「システム改修意見交換会」の場等で、費用対効果(人件費削減や時間短縮等)を数値で示すこと</p> <p>②システムの開発事業者の選定方法や開発費用の算定方法について提示すること(※)</p> <p>なお、これらの情報については、ほとんどの場合「経営情報」や「機密情報」等を理由に、開示されないことため、NTT 東西殿が開発するシステムや更改設備等の適正性を検証可能となる第三者機関を創設についても検討頂きたいと考えます。</p> <p>※「IT時代の接続ルールに関する研究会報告書」(平成 14 年 7 月)において、「OSSを開放するためのシステムの構築等に際して、開発事業者の選定方法や開発費用の算定方法等に関する情報は、費用負担を行うこととなる接続事業者にとっても重要な情報であり、透明性を確保する観点から、NTT東日本・西日本は、接続事業者に対しこれらに関する情報提供を行う必要がある」と整理(ソフトバンク)</p> <p>○ 回線管理運営費について、接続機能毎に算定した場合、光ファイバへの影響が非常に大きく、円滑なマイグレーションを阻害する要因ともなりかねません。また、現時点では、接続事業者におけるメタルと光の需要数に大きな差があり、将来における需要動向が未だ不透明であることを踏まえると、コスト構造を踏まえ変動部分と固定部分に分類し、固定部分のシステム開発費用等を機能別とした場合も、光ファイバへの影響は大きいことになりがな</p> | |
|--|--|--|

| | | |
|--|---|--------------------------------|
| | <p>いことから、当面は現行の算定方法を維持し、光ファイバの需要動向を見極める必要があると考えます。そのため、回線管理運営費に係る全てのコスト要素について、現行の平準化から機能別にする事は現時点で決定すべきではないと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> | |
| <p>意見13 回線管理運営費について、機能ごとに接続料を設定すると料金水準に大きな差が生じる状況に変化がないことから、現時点において回線管理運営費の平準化の見直しを行うべきではない。当面は光ファイバの需要状況を慎重に見極めることが必要。</p> | <p>再意見13</p> | <p>考え方13</p> |
| <p>○ 回線管理運営費について</p> <p>回線管理運営費の扱いについては、接続機能ごとに接続料を設定すると料金水準に大きな差が生じる状況にあったことから、各機能を平準化して設定されているところと理解しており、現段階においてもその状況に変化がないことから現行の算定方法を継続すべきと考えます。</p> <p>現在、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」において、回線管理運営費の扱いについて検討されているところですが、仮に機能別に算定した場合、光ファイバへ与える影響が非常に大きく、更なる競争促進、円滑なマイグレーションを図る観点から、算定方法について平準化から機能別にする事を現時点で決定すべきではなく、当面は光ファイバの需要状況を慎重に見極めることが必要と考えます。</p> <p>(KDDI)</p> | <p>○ 回線管理運営費については、本来、各サービス固有の費用に基づき接続料を算定すべきと考えますが、平成23年度時点においても、各サービスの需要の成長度合いの差異が顕著であり、サービス固有の原価および需要に基づき算定したサービス別単金では料金水準に大きな差が生じる場所、それを緩和するため、システム開発費用を含めて各サービス間の料金水準の平均化が図られているものと認識しています。</p> <p>各サービス間の料金水準の平均化については、現在、開催されている「メタル回線コストの在り方に関する検討会」において検討されているところですが、そこでの結論を踏まえ、当社としては適切に対応する考えです。</p> <p>(NTT 東日本)</p> <p>○ 回線管理運営費については、本来、各サービス固有の費用に基づき接続料を算定すべきと考えますが、平成23年度時点においても、各サービスの需要の成長度合いの差異が顕著であり、サービス固有の原価および需要に基づき算定したサービス別単金では料金水準に大きな差が生じる場所、それを緩和するため、システム開発費用を含めて各</p> | <p>○ 本件認可申請に係る賛成の御意見として承る。</p> |

| | | |
|---|--|---|
| | <p>サービス間の料金水準の平均化が図られているものと認識しています。</p> <p>各サービス間の料金水準の平均化については、現在、開催されている「メタル回線コストの在り方に関する検討会」において検討されているところですが、そこでの結論を踏まえ、当社としては適切に対応する考えです。</p> <p>(NTT 西日本)</p> | |
| 意見14 コロケーションしているADSL設備について、ジャンパ線が残っており撤去できない事例が多発している。このような事象が発生しないようNTT東西において早急に運用を改善すべき。 | 再意見14 | 考え方14 |
| <p>○ 2.その他</p> <p>■ 効率的な設備集約にむけた更なる取り組みの必要性</p> <p>NTT東西殿のGC局にコロケーションしているADSL設備の集約化を進めるにあたり、撤去対象設備における現用回線のポート移設を実施したにも拘らず、工事実施時に対象設備にジャンパ線が残っており(以下、残ジャンパ)撤去出来ない事例が多発しております。</p> <p>この場合、接続事業者の設備撤去が遅れた間のコロケーション費用や、再工事費用を接続事業者にて負担することになり、コスト効率化を進める上で障壁となっております。</p> <p>残ジャンパの要因は、解除時のNTT東西殿の撤去漏れが大半を占めておりますので、NTT東西殿には、本事象が根本的に発生しないように早急に運用を改善していただく必要があると考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p> | <p>○ ご指摘の残ジャンパについては、イー・アクセスよりご提示頂き、速やかに撤去を進めているところであり、当社としましては、他事業者からの設備撤去の申込時に、残ジャンパの有無を確認する等、本事象の解消に向けて現在協議をさせて頂いているところです。</p> <p>(NTT 東日本)</p> <p>○ イー・アクセスは「残ジャンパの要因は、解除時のNTT東西の撤去漏れ」と主張されておりますが、当社とイー・アクセスが締結している「DSLサービスとの接続に関する料金事務処理確認事項」において、撤去工事は当社が決定する日に実施するものと定めており、当社の判断でコストの効率化を実現しつつ、撤去工事を実施していることは妥当と考えております。</p> <p>ただし、イー・アクセスが取り組まれている「ADSL設備の集約化」施策にとって、当該事象が障壁になり得るというご意見は、当社としても理解できることから、イー・アクセスよりご提示頂いた残ジャンパを速やかに撤去しつつ、本事象の解消に向けて現在協議をさせて頂いているところです。</p> <p>(NTT 西日本)</p> | <p>○ 接続事業者がコロケーションしているADSL設備の撤去に当たり、工事実施時に撤去対象設備にジャンパ線が残っており撤去できない事案については、NTT東西及び接続事業者の間で、解消に向けた協議を継続することが望ましい。</p> |

| | <p>○ イー・アクセス株式会社殿の意見に賛同します。 NTT 東西殿によるジャンパ未撤去が原因で接続事業者のコロケーション設備撤去遅延が発生した場合の対応(再工事日設定とコロケーション費用の凍結)及び精算(接続事業者が派遣した作業者等の費用について)等のルール化について検討頂きたいと考えます。 (ソフトバンク)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|-----|--|---------|---------|---------|---------|-------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|-------|---------------------|-----|-----|-----|----|----|-------|-------|------------------------|--------|--------|--------|------|------|-------|-------|--|-------|-------|-------|----|--|-----|--|---------|---------|---------|---------|-------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|-------|---------------------|-----|-----|-----|----|----|-------|-------|------------------------|--------|--------|--------|------|------|-------|-------|---|
| <p>意見15 主端末回線部分の接続料だけでなく、光ファイバに係る各種接続料の更なる低廉化を図るべき。</p> | <p>再意見15</p> | <p>考え方15</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>○ 光ファイバに係る各種工事費・加算額について 競争事業者による光ファイバサービスは、主端末回線の接続料だけでなく分岐端末回線や屋内配線加算額等のランニングコストや分岐端末回線・屋内配線工事費等、様々な機能の利用にかかるコストを負担することにより提供されています。 そのため、主端末回線部分の接続料だけでなく、光ファイバに係る各種接続料の更なる低廉化を図ることが、競争の維持や一層の促進、ひいては、ユーザー利便の向上を実現するうえで必須です。 (KDDI)</p> | <p>○ 光信号分岐端末回線、光屋内配線に係る加算額や工事費は、当社のコスト削減により対前年で値下げとなっており、現に低廉化が進んでいます。 当社としては、今後ともコスト削減に努めていく考えです。</p> <table border="1" data-bbox="817 813 1415 949"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">H23適用</th> <th rowspan="2">H24適用</th> <th rowspan="2">H25適用</th> <th colspan="2">増減</th> <th colspan="2">増減率</th> </tr> <tr> <th>H23→H24</th> <th>H24→H25</th> <th>H23→H24</th> <th>H24→H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>光信号分岐端末回線^{※1}</td> <td>310</td> <td>274</td> <td>261</td> <td>▲36</td> <td>▲13</td> <td>▲11.6%</td> <td>▲4.7%</td> </tr> <tr> <td>光屋内配線^{※2}</td> <td>193</td> <td>188</td> <td>183</td> <td>▲5</td> <td>▲5</td> <td>▲2.6%</td> <td>▲2.7%</td> </tr> <tr> <td>光屋内配線工事費^{※3}</td> <td>18,665</td> <td>18,395</td> <td>17,958</td> <td>▲270</td> <td>▲437</td> <td>▲1.4%</td> <td>▲2.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※1 当社の光屋内配線を有するもの ※2 競争の区間がモバイル-20のもの ※3 光屋内配線を新たに設置する場合(平日昼間)</small></p> <p>(NTT 東日本)</p> <p>○ 光信号分岐端末回線、光屋内配線に係る加算額や工事費は、当社のコスト削減により対前年で値下げとなっており、現に低廉化が進んでいます。 当社としては、今後ともコスト削減に努めていく考えです。</p> <table border="1" data-bbox="817 1204 1415 1340"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">H23適用</th> <th rowspan="2">H24適用</th> <th rowspan="2">H25適用</th> <th colspan="2">増減</th> <th colspan="2">増減率</th> </tr> <tr> <th>H23→H24</th> <th>H24→H25</th> <th>H23→H24</th> <th>H24→H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>光信号分岐端末回線^{※1}</td> <td>354</td> <td>317</td> <td>291</td> <td>▲37</td> <td>▲26</td> <td>▲10.5%</td> <td>▲8.2%</td> </tr> <tr> <td>光屋内配線^{※2}</td> <td>193</td> <td>184</td> <td>179</td> <td>▲9</td> <td>▲5</td> <td>▲4.7%</td> <td>▲2.7%</td> </tr> <tr> <td>光屋内配線工事費^{※3}</td> <td>18,612</td> <td>18,208</td> <td>17,785</td> <td>▲404</td> <td>▲423</td> <td>▲2.2%</td> <td>▲2.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※1 当社の光屋内配線を有するもの ※2 競争の区間がモバイル-20のもの ※3 光屋内配線を新たに設置する場合(平日昼間)</small></p> <p>○ KDDI株式会社殿意見に賛同します。</p> | | H23適用 | H24適用 | H25適用 | 増減 | | 増減率 | | H23→H24 | H24→H25 | H23→H24 | H24→H25 | 光信号分岐端末回線 ^{※1} | 310 | 274 | 261 | ▲36 | ▲13 | ▲11.6% | ▲4.7% | 光屋内配線 ^{※2} | 193 | 188 | 183 | ▲5 | ▲5 | ▲2.6% | ▲2.7% | 光屋内配線工事費 ^{※3} | 18,665 | 18,395 | 17,958 | ▲270 | ▲437 | ▲1.4% | ▲2.4% | | H23適用 | H24適用 | H25適用 | 増減 | | 増減率 | | H23→H24 | H24→H25 | H23→H24 | H24→H25 | 光信号分岐端末回線 ^{※1} | 354 | 317 | 291 | ▲37 | ▲26 | ▲10.5% | ▲8.2% | 光屋内配線 ^{※2} | 193 | 184 | 179 | ▲9 | ▲5 | ▲4.7% | ▲2.7% | 光屋内配線工事費 ^{※3} | 18,612 | 18,208 | 17,785 | ▲404 | ▲423 | ▲2.2% | ▲2.3% | <p>○ 光信号分岐端末回線及び光屋内配線の加算額や工事費については、NTT東西において、引き続きコスト削減に努めることが適当である。</p> |
| | H23適用 | | | | | H24適用 | H25適用 | 増減 | | 増減率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | H23→H24 | H24→H25 | H23→H24 | H24→H25 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 光信号分岐端末回線 ^{※1} | 310 | 274 | 261 | ▲36 | ▲13 | ▲11.6% | ▲4.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 光屋内配線 ^{※2} | 193 | 188 | 183 | ▲5 | ▲5 | ▲2.6% | ▲2.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 光屋内配線工事費 ^{※3} | 18,665 | 18,395 | 17,958 | ▲270 | ▲437 | ▲1.4% | ▲2.4% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | H23適用 | H24適用 | H25適用 | 増減 | | 増減率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | H23→H24 | H24→H25 | H23→H24 | H24→H25 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 光信号分岐端末回線 ^{※1} | 354 | 317 | 291 | ▲37 | ▲26 | ▲10.5% | ▲8.2% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 光屋内配線 ^{※2} | 193 | 184 | 179 | ▲9 | ▲5 | ▲4.7% | ▲2.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 光屋内配線工事費 ^{※3} | 18,612 | 18,208 | 17,785 | ▲404 | ▲423 | ▲2.2% | ▲2.3% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>NTT 東西殿は、現在設定しているパラメータ等について、適宜再測定等を行い、実態に則したものに變更すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク)</p> | |
| <p>意見16 光屋内配線の加算額の算定に係る故障修理作業時間について、直近の実態について調査を実施し、作業時間の見直しの可否を直ちに明らかにすべき。また、光屋内配線の使用年数を見直し、光分岐端末回線に直ちに合わせるべき。</p> | <p>再意見16</p> | <p>考え方16</p> |
| <p>○ <光屋内配線の加算額算定に用いるパラメータの見直し></p> <p>屋内配線の加算額については、算定に使用している故障修理時間や平均的な使用期間を実態に合わせて見直し、速やかに低廉化を図るべきです。</p> <p>故障修理時間は、今回申請された平成25年度接続料においても、これまで同様3.1時間となっております。導入当初から全く見直しがなされておりません。実態に合わせて見直すべきと当社はこれまでも継続的に主張してきましたが、NTT東・西からは、「現時点で故障修理時間に影響を及ぼすような新たな工法の実施等、故障修理の作業環境の変化がないことから、再計測は実施していません」との回答を受けています。しかし、光屋内配線については、現在、引き通し形態による光コンセント型の部材が主流であり、光ファイバ展開当初に比べ工法自体に大きな変更が生じ、ユーザー利便の向上が図られており、故障発生頻度は減少していると考えられ、「引き通し形態の光屋内配線が増加したこと、光ファイバの材質の向上などにより故障原因が変化していることなどを踏まえ、適時に再計測を行い、必要に応じて作業時間の見直しを行うことが適当」(平成24年3月29日 情報通信行政・郵政行政審議会答申)との総務省の考え方にも合致している状況にあると考えます。そのため、NTT東・西においては、作業環境の変化がないと決めつけず、直近の実態について調</p> | <p>○ 光屋内配線使用料の算定に使用している故障修理時間については、平成21年度に特別調査にて把握したのですが、その時点で光サービス開始後8年が経過しており、既に十分な技術習熟が進んでいることに加え、その後において新たな工法の開発などの環境の変化がないことから、見直しは実施していません。</p> <p>なお、実際の故障修理においては、概ね2名程度で実施していることから、光屋内配線使用料を算定する際には、概ね2名分の稼働時間を平均的な作業時間としています。</p> <p>また、平均的な使用期間については、当社がユーザ宅内に設置する光屋内ケーブルの耐用年数が10年であることや、当時の直近データを用いて推計した耐用年数をもとに10年と設定したものであり、現時点、それらの状況に大きな変化がないことから、見直しは実施していません。</p> <p>(NTT 東日本)</p> <p>○ 光屋内配線使用料の算定に使用している故障修理時間については、平成21年度に特別調査にて把握したのですが、その時点で光サービス開始後8年が経過しており、既に十分な技術習熟が進んでいることに加え、その後において新たな工法の開発などの環境の変化がないことから、見直し</p> | <p>○ 光屋内配線使用料の算定に使用している故障修理に係る作業時間については、引き通し形態の光屋内配線が増加したこと、光ファイバの材質の向上などにより故障原因が変化していることなどを踏まえ、適時に再計測を行い、必要に応じて作業時間の見直しを行うことが適当である。</p> <p>○ 平均的な使用期間を10年としている点については、平成22年3月29日付当審議会答申において、NTT東西が過去の保守実績等から屋内配線の使用年数を算出していることは適切とした上で、「最近では引き通し形態で設置する事例が増加するといった事情の変化も生じていることから、NTT東西においては常に実態に即した使用年数を用いることが必要」との見解を示している。</p> <p>NTT東西においては、引き通し形態の光屋内配線について光コンセント化が進むことにより、光ファイバが壁内に收容されるケースが増加し、平均的な使用期間の変化が認められる場合は、実態に即した使用期間に見直すことが適当である。</p> |

| | | |
|--|--|---|
| <p>査を実施し、現在、算定に用いている平成21年度実績と比べどのような結果だったのかを明示した上で、NTT東・西が平成21年度の調査で把握した作業時間の見直しの可否を直ちに明らかにすべきと考えます。</p> <p>また、光屋内配線の平均的な使用年数(10年)についても見直しが必要です。</p> <p>現在、分岐端末回線と光屋内配線を一体として設置する引き通し形態が主流となっておりますが、屋外に設置され風雨に晒されている光分岐端末回線の耐用年数は15年となっている一方、宅内に設置されている光屋内配線が10年に設定されていることは合理的とは言えないと考えます。</p> <p>したがって、引き通し形態が主流である中、分岐端末回線の耐用年数が15年であること、光コンセント化が進展していることを踏まえ、光屋内配線の耐用年数を光分岐端末回線に直ちに合せるべきです。</p> <p>(KDDI)</p> | <p>は実施していません。</p> <p>なお、実際の故障修理においては、概ね2名程度で実施していることから、光屋内配線使用料を算定する際には、概ね2名分の稼働時間を平均的な作業時間としています。</p> <p>また、平均的な使用期間については、当社がユーザー宅内に設置する光屋内ケーブルの耐用年数が10年であることや、当時の直近データを用いて推計した耐用年数をもとに10年と設定したものであり、現時点、それらの状況に大きな変化がないことから、見直しは実施していません。</p> <p>(NTT 西日本)</p> <p>○ KDDI株式会社殿意見に賛同します。</p> <p>NTT 東西殿は、現在設定しているパラメータ等について、適宜再測定等を行い、実態に則したものに変更すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク)</p> | |
| <p>意見17 光屋内配線工事費の算定に係る工事時間について、直ちに実態調査を行い、その結果を総務省及び接続事業者に対して説明した上で、工事時間の見直しの可否を判断すべき。</p> | <p>再意見17</p> | <p>考え方17</p> |
| <p>○ <光屋内配線工事費の算定に用いる工事時間について></p> <p>光屋内配線新設に係る工事費の算定に用いられている工事時間(2.467時間)についても、光屋内配線加算額に用いられているパラメータ同様、これまで見直しを実施されておりません。NTT東・西のフレッツ光や競争事業者によるシェアアクセスが展開されてから時間が経過しており、技術習熟や作業合理化がなされているはずであることを踏まえると、当該時間は短縮していると考えることが合理的であり、直ちに見直すべきと考えます。</p> <p>そのため、NTT東・西は直ちに実態調査を行い、そ</p> | <p>○ 光屋内配線新設に係る工事費の算定に用いられている工事時間についても、平成21年度に特別調査にて把握したものであり、その時点で光サービス開始後8年が経過しており、既に十分な技術習熟が進んでいることに加え、その後において新設工事時間に影響を及ぼすような新たな工法の開発等、新設工事に係る環境の変化がないことから、現行の工事時間については適切なものと考えています。</p> <p>なお、実際の工事においては、概ね2名程度で実施していることから、光屋内配線工事費を算定する際には、概ね2名分の稼働時間を平均的な作</p> | <p>○ NTT東西においては、光屋内配線新設に係る工事時間について、技術習熟や作業合理化による工事時間の変化が認められる場合には、工事時間の再計測を行い、必要に応じてこれを見直すことが適当である。</p> |

| | | |
|---|---|---|
| <p>の結果を総務省及び接続事業者に対して説明した上で、NTT東・西が平成21年度の調査で把握した作業時間の見直しの要否を直ちに明らかにすべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> | <p>業時間としています。</p> <p>(NTT 東日本)</p> <p>○ 光屋内配線新設に係る工事費の算定に用いられている工事時間についても、平成21年度に特別調査にて把握したものであり、その時点で光サービス開始後8年が経過しており、既に十分な技術習熟が進んでいることに加え、その後において新設工事時間に影響を及ぼすような新たな工法の開発等、新設工事に係る環境の変化がないことから、現行の工事時間については適切なものと考えています。</p> <p>なお、実際の工事においては、概ね2名程度で実施していることから、光屋内配線工事費を算定する際には、概ね2名分の稼働時間を平均的な作業時間としています。</p> <p>(NTT 西日本)</p> | |
| <p>意見18 ビル/マンション等に設置された光屋内配線のコスト構造について、準用先の高速デジタル伝送サービスのコスト構造と差が生じていないかどうか接続業者に明らかにした上で、見直しを検討すべき。</p> | <p>再意見18</p> | <p>考え方18</p> |
| <p>○ 4. ビル/マンション等に設置された NTT 東西殿の光屋内配線使用料について</p> <p>実際費用方式に基づく平成 24 年度の接続料等の改定に係る情報通信審議会の答申(平成 24 年 3 月 29 日)で、光屋内配線に関して「ただし今後、光屋内配線の低廉化が進み、準用先の高速デジタル伝送サービスとコスト構造が大きく異なることが明らかになった場合には、接続約款に規定されている接続料の適正性を確保する観点から、必要な見直しを行うことが適当である。」という考え方が示されていますが、接続事業者でコスト構造を確認することは困難です。従って例えば屋内配線利用料の料金算定の各諸比率の開示することや、また現状では接</p> | <p>○ ビル/マンション等に設置された光屋内配線のコスト構造については、準用先の高速デジタル伝送サービスと全く同一のものです。その上で、2芯で利用される高速デジタル伝送サービスの料金を2で除すことにより、1芯で利用される光屋内配線の料金としているものであり、現在適用している料金は適切なものと考えています。</p> <p>(NTT 東日本)</p> <p>○ ビル/マンション等に設置された光屋内配線のコスト構造については、準用先の高速デジタル伝送サービスと全く同一のものです。その上で、2芯で利用される高速デジタル伝送サービスの料金</p> | <p>○ マンション向け光屋内配線については、現状においては一種指定設備として指定されていないことを踏まえると、当該屋内配線に係る接続料に利用者料金が準用されている点については、現時点で問題となる点は見あたらない。</p> <p>ただし、今後光屋内配線の低廉化が進み、準用先の高速デジタル伝送サービスとコスト構造が大きく異なることが明らかになった場合には、接続約款に規定されている接続料の適正性を確保する観点から、必要な見直しを行うことが適当である。</p> |

| | | |
|---|---|--|
| <p>続事業者は NTT 東西殿の既設空きの光屋内配線設備を利用する実態も踏まえ、実際のコスト構造と、準用先の高速デジタル伝送サービスとコスト構造について差が生じていないかどうか接続事業者に明らかにした上で、見直しを検討頂きたいと考えます。 (ソフトバンク)</p> | <p>を2で除すことにより、1芯で利用される光屋内配線の料金としているものであり、現在適用している料金は適切なものと考えています。 (NTT 西日本)</p> | |
| <p>意見19 接続料算定の基礎数値となる機能ごとの原価の内訳、稼働回線数実績等の情報について、認可申請前の早期に公表され、接続事業者が算定根拠を検証し事業の予見性を高め、関係当事者で議論を進めていく十分な時間を設けることが必要。</p> | <p>再意見19</p> | <p>考え方19</p> |
| <p>○ 1. 接続料水準の検証可能性と予見性の向上について 接続事業者から見た場合、翌年度の1回線あたりの接続料は NTT 東西の本件認可申請時点において初めてその推移や算定根拠を認識することが可能となります。需要が増加傾向にある段階においても接続料の検証可能性と予見性は最大限担保されるべきものですが、需要が減少傾向に転じた場合には、接続料の上昇が接続事業者の事業環境を悪化させひいてはユーザ利便に影響を与える懸念もあることから、当該年度の接続料算定の基礎数値となる実績原価の内訳、稼働回線数実績や調整額の積算根拠となる数値については認可申請前の早期に公表され、接続事業者が算定根拠を検証し事業の予見性を高め、関係当事者で議論を進めていく十分な時間を設けることが必要です。 (TOKAI コミュニケーションズ)</p> | <p>○ 当社としては、これまでも接続会計報告や認可申請において、設備区別の費用や算定根拠等を開示するなど、可能な限り早期に、接続事業者の予見可能性に資するデータを開示してきているところであり、接続事業者の予見性は確保されているものと考えます。 (NTT 東日本)</p> <p>○ 当社としては、これまでも接続会計報告や認可申請において、設備区別の費用や算定根拠等を開示するなど、可能な限り早期に、接続事業者の予見可能性に資するデータを開示してきているところであり、接続事業者の予見性は確保されているものと考えます。 (NTT 西日本)</p> <p>○ 翌年度の接続料に関する情報については、認可申請前の段階ではNTT東・西の接続会計が開示されておりますが、それだけでは翌年度接続料がどの程度の水準になるか予測することが極めて困難です。 そのため、接続料に対する予見性向上、事業の予見性確保の観点から、接続料原価や稼働回線数実績、調整額、報酬率等の詳細な情報を接続会</p> | <p>○ 調整額による急激な接続料水準の変動が発生していることや、メタル回線については需要が減少傾向にあることにより、次年度の接続料についての予見性の確保は一層重要となっていると考えられる。 したがって、NTT東西は、接続料算定の基礎となる機能ごとの原価や稼働回線数等に係る情報について、予見性の確保の観点から、必要に応じて、可能な範囲で、接続料の認可申請よりも可能な限り早い時期に関係事業者が開示できるか検討することが適当である(要請)。</p> |

| | | |
|---|---|---|
| | <p>計公表後できるだけ速やかに開示することが必要と考えます。</p> <p>なお、現在、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」において、接続事業者のメタル回線に係る接続料に対する予見性の向上について検討されているところですが、メタル回線に係る接続料に関する情報の早期公表のみならず、他の接続料についても同様の対応を取ることが必要と考えます。</p> <p>(KDDI)</p> | |
| 意見20 電話帳掲載手数料について、費用の増加した原因や、適切にコスト削減努力がなされたかについての検証が必要。 | 再意見20 | 考え方20 |
| <p>○ 5. 電話帳掲載手数料について</p> <p>電話帳掲載手数料は前年度に比べ、50音別電話帳ではNTT 東日本殿で16.2%、NTT 西日本殿で10.0%の大幅な値上げとなっております。要因として、1版当たりの平均掲載件数が減少傾向にある中で印刷・製本作業委託費が増加しています。NTT 東西殿は一層のコスト削減が求められているところですが、印刷・製本作業委託費が増加した原因や、適切にコスト削減努力がなされたのか検証が必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンク)</p> | <p>○ 電話帳掲載手数料は、電話帳へ電話番号を掲載するために必要な1版あたりのコストを原価とし、平均掲載件数で除して算出しています。</p> <p>50音別電話帳の電話帳掲載手数料については、平均掲載件数が減少したことに加え、電話帳の原料である用紙の価格が上昇した影響を受け、印刷・製本委託額が上昇したこと等により、単金は値上げとなる結果になっています。</p> <p>なお、システムコストの更なる削減や、発行部数を削減させることによる印刷・製本コストの抑制等、電話帳掲載手数料のコスト削減に努めており、今後も継続してコスト削減施策を実施していく考えです。</p> <p>(NTT 東日本)</p> <p>○ 電話帳掲載手数料は、電話帳へ電話番号を掲載するために必要な1版あたりのコストを原価とし、平均掲載件数で除して算出しています。</p> <p>50音別電話帳の電話帳掲載手数料については、平均掲載件数が減少したことに加え、電話帳の原料である用紙の価格が上昇した影響を受け、印刷・製本委託額が上昇したこと等により、単金は値上げとなる結果になっています。</p> | <p>○ 電話帳掲載手数料の原価については一定のコスト削減の取組がなされているが、NTT東西においては、引き続き、コスト削減の取組を実施することが適当である。</p> |

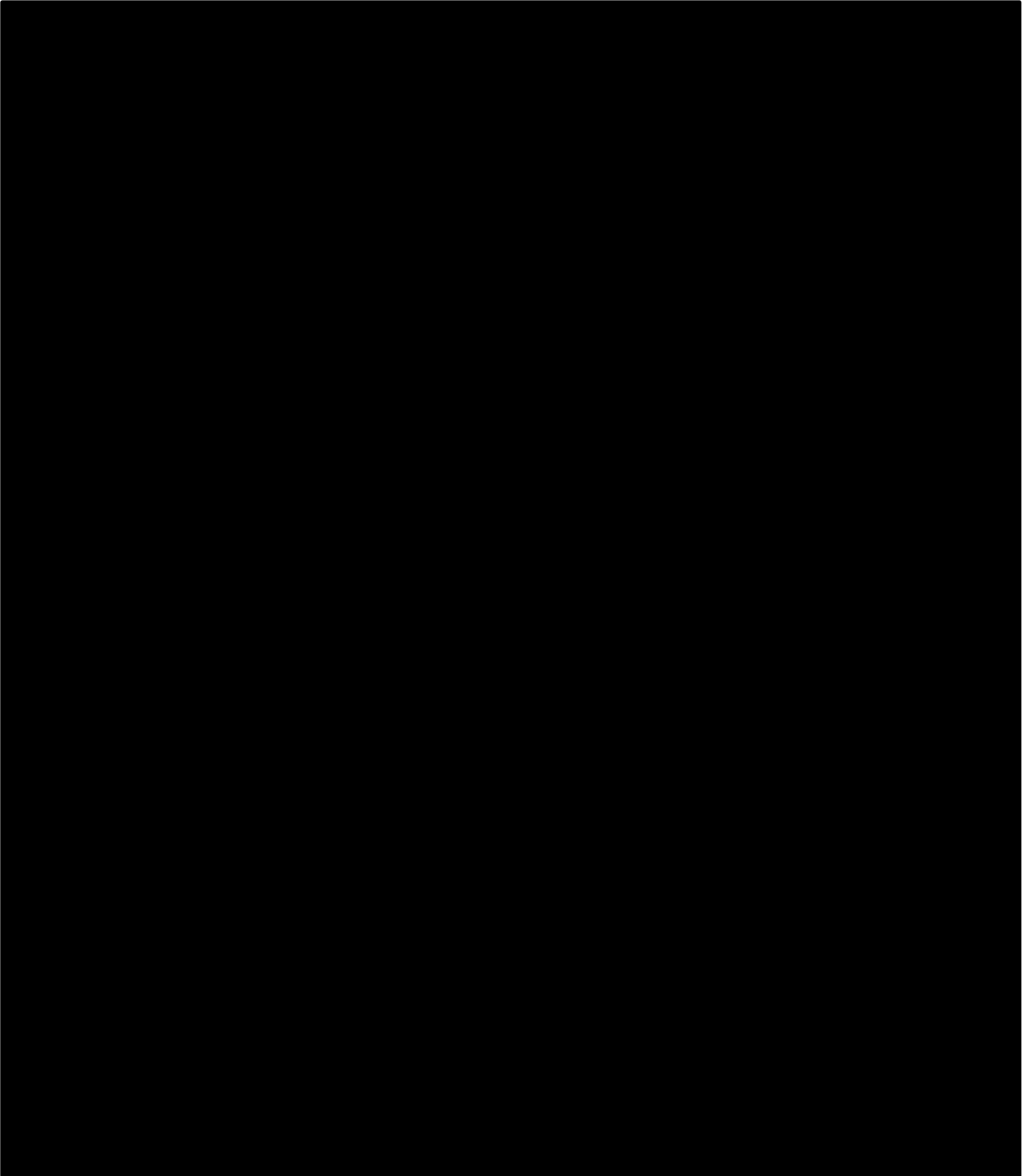
| | | |
|---|--|--|
| | <p>なお、システムコストの更なる削減や、発行部数を削減させることによる印刷・製本コストの抑制等、電話帳掲載手数料のコスト削減に努めており、今後も継続してコスト削減施策を実施していく考えです。</p> <p>(NTT 西日本)</p> | |
| 意見21 優先接続受付手数料について、引き続き抜本的なコスト削減策を講じるべき。 | 再意見21 | 考え方21 |
| <p>○ 6. 優先接続受付手数料について</p> <p>優先接続受付手数料に関しては、NTT 東西殿において次年度に実施する新たなコスト削減策を提案する等の対応も見られますが、一方でそれでもなお大幅に上昇することが見込まれます。</p> <p>実際費用方式に基づく平成 24 年度の接続料等の改定に係る情報通信審議会の答申(平成 24 年 3 月 29 日)に「サービス移行の進展に伴うトラヒック・回線数の減少に応じ、一層のコスト削減効果が出るように努めることを要請すること」と答申されていることもあり、例えば、当該業務に従事する体制(業務別の要員数やスペース)の情報開示や、マイラインセンターの廃止を含む代替手段について検討し、引き続き抜本的なコスト削減策を講じて頂きたいと考えております。</p> <p>(ソフトバンク)</p> | <p>○ 優先接続受付手数料は、受付業務に必要な費用からお客様負担額を除いた費用を原価とし、登録受付区分数で除して算出しています。</p> <p>当社は、業務効率化に加えた各種のコスト削減を継続して実施するとともに、平成24年度は優先接続受付システムの保守時間の見直しによる保守運営費の削減を実施し、平成25年度には抜本的なコスト削減施策として、書面申込の廃止による受付稼働の削減等を実施する予定です。</p> <p>当社としては、こうしたコスト削減に努めていますが、各事業者の事業活動の結果に伴う有料登録受付件数(対前年▲54%)及び登録受付区分数(対前年▲33%)の減少が著しいことから、当該手数料は上昇したものです。</p> <p>当社は引き続き、コスト削減に努めていく考えであり、今後とも各事業者のご協力をお願いしたいと考えています。</p> <p>なお、ソフトバンクよりご要望いただいた当該業務に係る情報開示については、必要に応じてマイラインセンタの現地視察も含めて対応させていただく考えです。</p> <p>(NTT 東日本)</p> <p>○ 優先接続受付手数料は、受付業務に必要な費用からお客様負担額を除いた費用を原価とし、登録受付区分数で除して算出しています。</p> <p>当社は、業務効率化に加えた各種のコスト削減</p> | <p>○ 優先接続受付手数料については、これまで需要の減少に応じたコスト削減の取組が行われており、平成 25 年度においては書面申込みの廃止による受付稼働の削減等の施策が予定されている。</p> <p>NTT東西においては、接続事業者との協議を踏まえ、引き続き、需要の減少に応じたコスト削減の取組を継続することが適当である。</p> |

| | | |
|---|--|--|
| | <p>を継続して実施するとともに、平成24年度は優先接続受付システムの保守時間の見直しによる保守運営費の削減を実施し、平成25年度には抜本的なコスト削減施策として、書面申込の廃止による受付稼働の削減等を実施する予定です。</p> <p>当社としては、こうしたコスト削減に努めていますが、各事業者の事業活動の結果に伴う有料登録受付件数(対前年▲54%)及び登録受付区分数(対前年▲33%)の減少が著しいことから、当該手続費は上昇したものです。</p> <p>当社は引き続き、コスト削減に努めていく考えであり、今後とも各事業者のご協力をお願いしたいと考えています。</p> <p>なお、ソフトバンクよりご要望いただいた当該業務に係る情報開示については、必要に応じてマイラインセンタの現地視察も含めて対応させていただく考えです。</p> <p>(NTT 西日本)</p> | |
| <p>意見22 ドライカップの接続料水準の抑制のために、今後も需要増が見込まれる光ファイバ側に過度かつ急激にコストを寄せ、光ファイバ接続料の更なる低廉化を妨げるような対応は取るべきではない。</p> | <p>再意見22</p> | <p>考え方22</p> |
| <p>○ 一方、現在、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」において、施設保全費におけるメタル回線と光ファイバのコスト配賦等の議論がなされているところですが、ドライカップ接続料の抑制を図るために、これまでメタル回線のコストとして計上されていたものを過度かつ急激に光ファイバ側に寄せると、低廉化傾向にある光ファイバ接続料が横ばいないし上昇に転じる懸念があり、競争促進ひいてはマイグレーションが損なわれかねません。</p> <p>したがって、今後需要増加の見込みがないドライカップの接続料水準の抑制にあたっては、メタル利用者の主な移行先の1つである光ファイバ側へ過</p> | <p>○ 費用の配賦基準は、設備の利用実態等に基づき決定されるものであり、接続料は配賦された費用に基づき算定される結果にすぎません。</p> <p>費用の配賦基準見直しについては、現在、開催されている「メタル回線コストの在り方に関する検討会」において検討されているところですが、そこでの結論を踏まえ、当社としては適切に対応する考えです。</p> <p>(NTT 東日本)</p> <p>○ 費用の配賦基準は、設備の利用実態等に基づき決定されるものであり、接続料は配賦された費用</p> | <p>○ 費用の配賦基準については、平成24年3月29日付当審議会答申において「総務省において、移行期におけるメタル回線に係る接続料算定の在り方について、平成23年12月20日付情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」を踏まえ、具体的な検討を行うこと」が要請されたことを踏まえ、検討が行われているところである。総務省においては、引き続き検討を行い、成案を得ることが適当である。</p> |

| | | |
|---|---|--|
| <p>度かつ急激にコストを寄せ、光ファイバ接続料の更なる低廉化を妨げるような対応は取るべきではありません。 (KDDI)</p> | <p>に基づき算定される結果にすぎません。 費用の配賦基準見直しについては、現在、開催されている「メタル回線コストの在り方に関する検討会」において検討されているところですが、そこでの結論を踏まえ、当社としては適切に対応する考えです。 (NTT 西日本)</p> | |
| <p>意見23 NTT東西より、メタル回線に対する効率化計画、取組といった長期的な計画や接続料水準の見直し等をご提示頂いた上で、メタル回線を利用するサービスを提供する関係事業者等がサービスの維持または円滑な移行措置について議論が行われるべき。</p> | <p>再意見23</p> | <p>考え方23</p> |
| <p>○【各論】 1. メタル回線に係る接続料について (1)接続料の算定方式について 平成23年12月の情報通信審議会の答申を受け平成24年11月より「メタル回線コストの在り方に関する研究会」(以下、メタル研究会という。)が開催され、①未利用芯線コストの扱い、②メタル回線の耐用年数、③施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線の配賦方法、④回線管理運営費等、の適正性が議論されていますが、答申からの期間を考えれば、「実際費用方式に基づく平成25年度の接続料等の改定」に、その検討結果を反映できるように議論を進めるべきだったと考えます。 メタル研究会の議論の結果により、来年度以降接続料における接続料原価の適正化は図られる可能性があります。メタル回線に係る接続料は、稼働回線数の減少が回線コストの削減量を上回っていることから上昇傾向にあり、現在の実際費用方式に基づく算定を継続する限り、今後もその傾向は続くものと想定されます。 メタル回線を利用したサービスは、光サービス提供エリア外のユーザや、国内景気の長期低迷等に</p> | <p>○ ドライカップ接続料については、現在、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」において、費用配賦の見直し等、メタル回線コストの在り方について議論されていますが、そこでの検討結果や当社のコスト削減努力を前提としても、需要の大幅な減少が続く以上、いずれ接続料水準が上昇していくことは不可避であると考えます。 しかしながら、今後、需要がいつどの程度減少するかという点については、今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向、他事業者の事業展開等、様々な要素の影響を受けるため、先々の見通しは不透明であることから、当社においても今後の接続料水準等を見通すことは困難です。 従って、ドライカップ接続料の上昇が不可避である中、各事業者においても、各自の判断にて事業運営を行っていただきたいと考えます。 (NTT 東日本)</p> <p>○ ドライカップ接続料については、現在、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」において、費用配賦の見直し等、メタル回線コストの在り方について議論されていますが、そこでの検討結果や当</p> | <p>○ メタル回線のコストの在り方については、平成24年3月29日付当審議会答申において「総務省において、移行期におけるメタル回線に係る接続料算定の在り方について、平成23年12月20日付情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」を踏まえ、具体的な検討を行うこと」が要請されたことを踏まえ、検討が行われているところである。総務省においては、引き続き検討を行い、成案を得ることが適当である。</p> |

| | | |
|--|---|--|
| <p>よりサービス価格面でメタル回線サービスに頼らざるを得ないユーザにとっては重要なアクセス手段ということには変わりなく、依然として社会生活や経済活動の基盤を支える不可欠性の高い通信サービスを担っています。</p> <p>そのため、NTT 東西殿より、メタル回線に対する効率化計画、取り組みといった長期的な計画や接続料水準の見通し等をご提示頂いた上で、メタル回線を利用するサービスを提供する関係事業者等がサービスの維持または円滑な移行措置について、計画的に事業運営できるように、ご議論して頂きたいと考えます。</p> <p>(ソフトバンク)</p> | <p>社のコスト削減努力を前提としても、需要の大幅な減少が続く以上、いずれ接続料水準が上昇していくことは不可避であると考えます。</p> <p>しかしながら、今後、需要がいつどの程度減少するかという点については、今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向、他事業者の事業展開等、様々な要素の影響を受けるため、先々の見通しは不透明であることから、当社においても今後の接続料水準等を見通すことは困難です。</p> <p>従って、ドライカッパ接続料の上昇が不可避である中、各事業者においても、各自の判断にて事業運営を行っていただきたいと考えます。</p> <p>(NTT 西日本)</p> <p>○ ■メタルから光ファイバへの円滑な移行</p> <p>ソフトバンク殿、TOKAI コミュニケーションズ殿の意見に賛同いたします。</p> <p>メタルから光ファイバへの移行に伴い、メタルの需要減少は年々加速しております。メタル系サービスの接続料の上昇により、DSL 以外の選択肢がない利用者の利便性が損なわれないよう、NTT 東西殿によるメタル回線に対する長期的な移行計画及び移行期における接続料水準について、十分に議論することで、公正な競争環境を確保した円滑な移行を検討していただきたいと考えます。</p> <p>また、現在、メタル検討会にて、コスト適正化の施策が議論されておりますが、平成 26 年度以降の接続料においては、メタル回線に係る接続料が急激な上昇とならないよう、コスト適正化の措置が講じられることを期待します。</p> <p>(イー・アクセス)</p> | |
|--|---|--|

【システム改修予定/開発概算額】※総務省殿限り



特設公衆電話に係る費用の公衆電話機能の接続料原価への算入に係る考え方

1 基本的考え方

本件申請においては、特設公衆電話に係る端末回線コスト及びNTSコストのうちき線点RT—GC間伝送路に係るもの以外の費用並びにこれらに係る調整額について、公衆電話発信機能及びデジタル公衆電話発信機能(以下「公衆電話機能」という。)の接続料原価に算入されている。

特設公衆電話は、災害時等にのみ提供されるものではあるが、その機能として、災害時等における公衆電話の役割を補完するものであると考えられる。また、意見募集においても、接続事業者からも一定の負担をすることについて異論がなかった。このため、これに要する費用の一部をNTT東西と接続事業者とで負担することとするは、一定の合理性が認められる。

2 調整額の除外について

本件申請においては、特設公衆電話に係る調整額についても公衆電話機能の接続料原価に算入されている。しかし、平成23年度においては、特設公衆電話がNTT東西の取組としてNTT東西(利用部門)の負担により提供されていたことからすれば、平成25年度の接続料原価の算定に際し、特設公衆電話の費用に係る調整額の算入を認めることは適当ではない。

このため、仮に特設公衆電話の費用の一部を接続料原価に算入する場合には、NTT東西において、公衆電話機能の接続料に関し、特設公衆電話に係る調整額を除いて再算定することが適当である。(補正)

(補正により特設公衆電話に係る費用の算入による公衆電話機能の接続料への影響額は、NTT東日本で、アナログ公衆電話: +4.97円、デジタル公衆電話: +0.09円、NTT西日本で、アナログ公衆電話: +1.71円、デジタル公衆電話: 0円となる)

3 負担方法等について

意見募集においては、特設公衆電話の必要性については異論がなかった。しかしながら、その費用の負担方法については、消費者団体からは、公衆電話の利用者料金(以下「公衆電話料金」という。)への転嫁の懸念から反対の意見が示されている。

公衆電話料金については各料金設定事業者の判断によるが、仮に、本件方法による公衆電話機能の接続料の増分が、公衆電話料金に反映された場合、公衆電話利用者が災害

時等にのみ提供される特設公衆電話に係る費用を負担することとなる。公衆電話利用者と災害時等の特設公衆電話の利用者は必ずしも一致しないことから、特設公衆電話に係る費用が公衆電話料金のみで転嫁されることは望ましくない。

しかしながら、平成25年度接続料については、2のとおり、調整額を除いて再算定を行う場合、公衆電話機能の接続料原価における特設公衆電話に係る費用の割合は、2.2%以下である。このため、仮に特設公衆電話に係る費用が公衆電話料金に転嫁されるとしても、公衆電話料金への影響は限定的と考えられる。

また、平成25年度接続料において、特設公衆電話に係る費用を公衆電話機能の接続料原価に算入することを認めない場合、その必要性について異論が無い特設公衆電話に係る費用について、NTT東西のみが負担することになり、設置が進まないおそれがある。

以上から、平成25年度接続料においては、特設公衆電話に係る費用を公衆電話機能の接続料原価に算入することについては、2の補正を行った場合にはこれを暫定的に認可することが適当である。

ただし、今後については、公衆電話は撤去により台数が減少傾向にあり、その費用は減少していく一方、特設公衆電話は増設予定のため、その費用は増加が見込まれる。このため、仮に今後も、本件申請と同様の方法により特設公衆電話に係る費用が公衆電話機能の接続料原価に算入され続ける場合には、公衆電話機能の接続料原価に占める特設公衆電話に係る費用の割合も上昇し、公衆電話料金への影響が大きくなる可能性がある。

また、関係事業者からは、特設公衆電話に係る費用について、一定の負担を負うことについては異論がないものの、負担の方法については、検討が必要との意見が示されている。

このため、特設公衆電話について、関係事業者間で負担をすることは適当であるものの、今後の負担の在り方については、関係事業者間で、公衆電話料金のみで転嫁されないように留意しつつ、検討することが適当である。

したがって、NTT東西において、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみで転嫁されないように留意しつつ、接続料以外の方法も含め、特設公衆電話に係る費用の負担方法について検討し、平成25年9月末までにその結果を総務省に報告し、公表することが適当である。(要請)

4 透明性確保について

平成25年度接続料において、特設公衆電話に係る費用の公衆電話機能の接続料原価に算入することを認めることから、特設公衆電話は接続事業者も一定の負担を行うことにより維持されるものとなる。

また、関係事業者の負担による取組となる点に加え、消費者団体からの意見にあるとおり、特設公衆電話の設置の考え方等については、防災対策の観点からも、明らかになっている

ことが望ましいと考えられる。

このため、NTT東西においては、その提供の在り方についても、関係事業者の意見を踏まえつつ検討するとともに、その設置場所等についても、より透明性を確保することが適当である。

したがって、NTT東西において、平成25年6月末までに特設公衆電話の設置の考え方、設置台数及び設置見込を総務省に報告し、その内容について関係事業者に開示するとともに、関係事業者の意見を踏まえつつ、特設公衆電話の設置の考え方及び設置見込等について検討し、同年9月末までに、その結果を総務省に報告し、公表することが適当である。

(要請)

I 申請概要

1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)

代表取締役社長 山村 雅之

西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)

代表取締役社長 村尾 和俊

(以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東西」という。)

2. 申請年月日

平成25年1月22日(火)

3. 実施予定期日

認可後、速やかに実施。

4. 概要

専用線等の実績原価方式を適用する平成25年度の接続料及びその他手続費等の改定等を行うもの。

II 主な変更内容

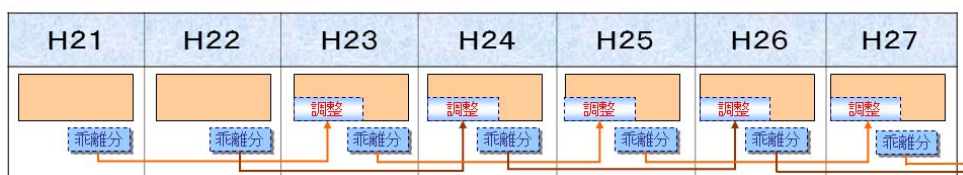
接続料

1. 概要

実績原価方式を適用する平成25年度の接続料(調整額(※)加算後)については、ドライカッパ等のレガシー系設備に係る接続料は需要の減により値上がり傾向が継続している一方、メディアコンバータ、GE-PON等のIP系設備に係る接続料は需要の増により値下がり傾向が継続している。

※ 平成25年度の接続料の算定に当たっては、平成23年度の実績に基づき接続料を算定した上で同年度接続料収入との乖離分について「調整額」として平成25年度接続料の原価に算入しているものである。本申請概要においては、特に注記のない場合は、調整額加算後の数値を記載している。

調整額のイメージ



平成25年度の主な接続料と現行(平成24年度)接続料との比較

| | 単位 (月額) | 平成25年度 (カッコ内は調整前) | | | 平成24年度 (カッコ内は調整前) | |
|------------------------------|-----------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| | | NTT東日本 | | NTT西日本 | NTT東日本※5 | NTT西日本 |
| | | 特損算入後※5 | 特損算入前 | | | |
| ドライカッパ ※1 | 1回線ごと ※3 | 1,371円 (1,328円) | 1,328円 (1,307円) | 1,391円 (1,368円) | 1,298円 (1,304円) | 1,354円 (1,362円) |
| ラインシェアリング ※1 | 1回線ごと ※3 | 97円 (86円) | 96円 (86円) | 96円 (88円) | 88円 (82円) | 89円 (88円) |
| 中継ダークファイバ | 1回線・ 1メートルごと | 0.743円 (0.914円) | 0.718円 (0.902円) | 0.764円 (1.002円) | 0.597円 (0.957円) | 0.715円 (1.072円) |
| メディアコンバータ <1Gb/s> ※2 | 1回線ごと | 839円 (941円) | 825円 (934円) | 315円 (1,001円) | 1,359円 (1,152円) | 366円 (1,311円) |
| GE-PON <1Gb/s> ※2 | 1装置ごと | 1,483円 (2,324円) | 1,461円 (2,313円) | 1,720円 (2,143円) | 1,685円 (2,750円) | 1,909円 (2,534円) |
| デジタルアクセス <1.5Mb/s・MA内> ※2 | 1回線ごと ※4 | 41,369円 (39,586円) | 40,388円 (39,032円) | 28,600円 (31,445円) | 45,324円 (40,656円) | 30,468円 (33,889円) |

※1 タイプ1-1:平日・昼間帯故障修理。 ※2 タイプ1-2:全日・昼間帯故障修理。

※3 回線管理運営費を含む。 ※4 端末回線伝送機能を含む。 ※5 災害特別損失を含む。

2. 東日本大震災に起因する災害特別損失の扱い

昨年3月の平成24年度接続料の認可(※1)に当たっては、NTT東西に対し、「平成23年度第3四半期以降に特別損失に係る見積差額を特別利益として計上する場合には、第一種指定電気通信設備に係る費用を適正に反映する観点から、平成25年度接続料の基となる接続料原価の算定において、平成24年度接続料の算定と同様、必要な減算を行うこと」が要請されたところである。

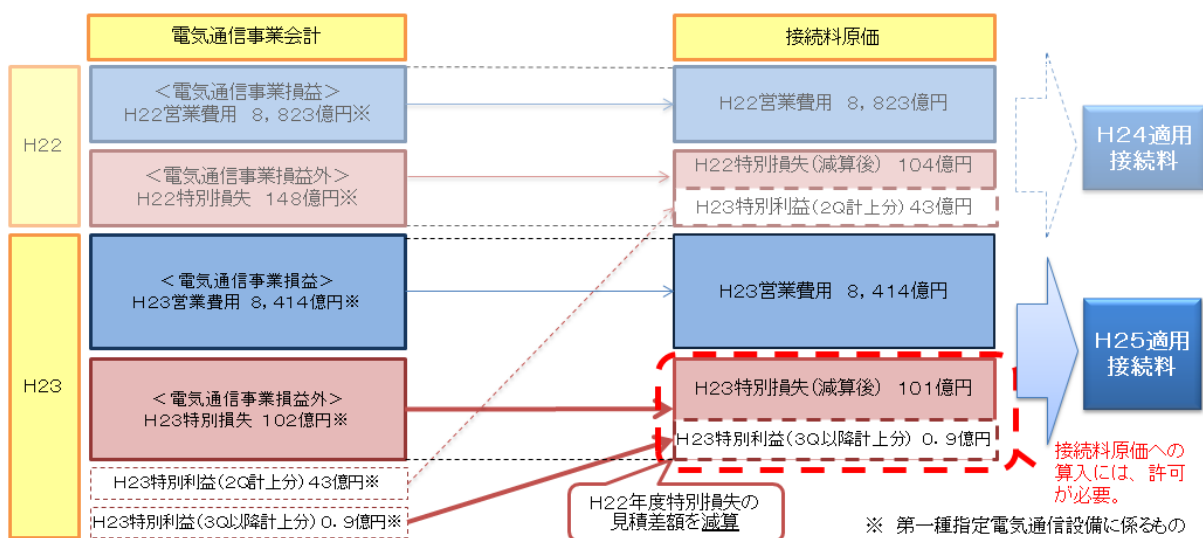
本件申請においては、当該要請を踏まえ、平成25年度接続料の算定に当たり、第一種指

定電気通信設備に係る費用の総額を適正に反映する観点より、平成23年度に計上された災害特別損失のうち被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するものから、平成23年度第3・第4四半期に計上された平成22年度特別損失に係る見積もり差額(特別利益)を減算したものを算入した原価が用いられている。本件申請に当たっては、昨年度と同様、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が行われている(※2)。

※1 平成24年度接続料の算定に当たっては、平成22年度に計上された災害特別損失のうち被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するものについて、平成23年度第2四半期で計上した当該費用に係る見積もり差額を減算した上で、これを算入した原価が用いられたところである。当該措置については、接続料規則に規定がないため、接続料の認可に当たり同規則第3条ただし書の許可が行われている。

※2 特別損失については、電気通信事業会計規則上、電気通信事業損益に含まれておらず、接続会計にも計上されていない。接続料規則においては、接続料原価は、接続会計の設備区分別費用明細表に記載された費用とされている。このため、特別損失を接続料原価に算入するためには、同規則第3条ただし書の許可を受ける必要がある。

■見積もり差額の災害特別損失からの減算のイメージ



3. 公衆電話発信機能及びデジタル公衆電話発信機能の算定

(1) 特設公衆電話に係る端末回線コスト及びNTSコストの算入

特設公衆電話(※1)については、従前、災害時等に原則としてNTT東西が設置工事費用、電話機費用及び端末回線コスト(※2)を負担して設置していたが、東日本大震災を受け、原則としてNTT東西が設置工事費用及び端末回線コストを負担して加入者回線に電話機を接続することで利用可能となる特設公衆電話の事前設置を進めているところ。本件申請においては、特設公衆電話に係る端末回線コスト及びNTSコストのうちき線点RT-GC間伝送路に係るもの以外の費用並びにこれらに係る調整額についてNTT東西利用部門及び公衆電話発の呼について利用者料金を設定している接続事業者が応分に負担することとするため、これらの費用を公衆電話発信機能及びデジタル公衆電話発信機能の接続料原価に算入した上で当該機能の接続料が算定されている。当該措置については、接続料規則に規定がないため、本件申請に当たり、同規則第3条ただし書の許可を求める申請が行われている。

※1 避難所等に設置され、災害時等に無償で利用可能となる電話。予め避難所等に加入者回線を設置しておき、災害時等に避難所等の管理者等がその加入者回線に電話機を接続することで利用可能とする事前設置型と、災害時等に必要に応じ避難所等に設置する事後設置型とがある。

NTT東西は、東日本大震災を踏まえ、災害時等に直ちに利用出来るよう特設公衆電話の事前設置を進めており、平成24年9月末時点で自治体管理の避難所や、ターミナル、コンビニエンスストア等に、約11,000台(NTT東西計)が設置されており、今後も更なる設置が予定されている。

※2 メタル加入者回線及びMDFに係る費用。

【NTT東西から示された理由】

特設公衆電話は、災害等緊急時に被災者の通信手段を確保するため避難所等に設置されるものであるが、東日本大震災を踏まえ、広範なエリアに亘る大規模災害に迅速に対応するためには、それを事前設置することが不可欠であり、当社はその事前設置を進めている。その費用について、特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を求めるとした場合、災害発生時に複数年度にまたがる負担を求めることになる可能性があるだけでなく、特設公衆電話のユーザ通話料を無料とする事業者の理解を得にくいこと、特設公衆電話の機能は、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であることから、当該費用を公衆電話発信機能の原価に含め、平時から接続料として応分の負担を求めることが適当であるため。

(2) き線点RT-GC間伝送路費用を除くNTSコストの算入

公衆電話機能の接続料原価については、当該機能に係るNTSコストを段階的に加算することが可能(平成21年度以降は100%加算可能)とされている。

他方、当該NTSコストのうちき線点RT-GC間伝送路費用については、加入者交換機能の接続料原価への段階的な算入が可能(平成23年度以降はその全額が算入可能)とされているため、それ以外のNTSコストを公衆電話機能の接続料原価に加算して算出している。

■ 公衆電話機能(申請料金)

| 区分 | 単位 | 平成25年度接続料(カッコ内は調整前) | | | 平成24年度接続料 | |
|--------------------------------|-----------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------|---------|
| | | NTT東日本 | | NTT西日本 | NTT東日本 ※2 | NTT西日本 |
| | | 特損算入後 | 特損算入前 | | | |
| 公衆電話発信機能 | 3分 当たり | 227.83円 (178.33円) | 225.67円 (177.25円) | 197.95円 (153.83円) | 161.93円 | 165.80円 |
| うちNTSコスト見合い | 3分 当たり | 12.78円 (8.69円) | 12.56円 (8.57円) | 9.94円 (7.27円) | 7.63円 | 7.65円 |
| 減算措置対象のFRT-GC間 伝送路コスト見合い ※1 | 3分 当たり | 3.92円 | 3.91円 | 3.91円 | 3.22円 | 3.74円 |
| デジタル公衆電話発信機能 | 3分 当たり | 139.46円 (111.10円) | 138.17円 (110.47円) | 187.09円 (142.78円) | 101.65円 | 158.45円 |
| うちNTSコスト見合い | 3分 当たり | 2.16円 (1.37円) | 2.12円 (1.37円) | 2.56円 (1.66円) | 1.31円 | 1.78円 |
| 減算措置対象のFRT-GC間 伝送路コスト見合い ※1 | 3分 当たり | 1.75円 | 1.73円 | 2.41円 | 1.53円 | 2.38円 |

【参考】公衆電話機能(特設公衆電話のアクセス回線に係る費用を接続料原価に算入しない場合)

| 区分 | 単位 | 平成25年度接続料(カッコ内は調整前) | | | 平成24年度接続料 | |
|--------------------------------|-----------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------|---------|
| | | NTT東日本 | | NTT西日本 | NTT東日本 ※2 | NTT西日本 |
| | | 特損算入後 | 特損算入前 | | | |
| 公衆電話発信機能 | 3分 当たり | 221.92円 (173.38円) | 218.65円 (171.70円) | 195.98円 (152.12円) | 161.93円 | 165.80円 |
| うちNTSコスト見合い | 3分 当たり | 11.14円 (7.88円) | 10.94円 (7.76円) | 9.45円 (7.02円) | 7.63円 | 7.65円 |
| 減算措置対象のFRT-GC間 伝送路コスト見合い ※1 | 3分 当たり | 3.56円 | 3.55円 | 3.91円 | 3.22円 | 3.74円 |
| デジタル公衆電話発信機能 | 3分 当たり | 139.37円 (111.08円) | 137.47円 (110.12円) | 187.09円 (142.78円) | 101.65円 | 158.45円 |
| うちNTSコスト見合い | 3分 当たり | 2.16円 (1.37円) | 2.11円 (1.35円) | 2.56円 (1.66円) | 1.31円 | 1.78円 |
| 減算措置対象のFRT-GC間 伝送路コスト見合い ※1 | 3分 当たり | 1.75円 | 1.73円 | 2.41円 | 1.53円 | 2.38円 |

※1 数値は調整前・貸倒損失算入前。

※2 東日本大震災の発生時における公衆電話の無料化によりトラヒックが急激に増加したことから、平成24年度の公衆電話機能の接続料は低下しているものの、調整額の適用により、後年度において接続料が上昇する可能性がある。

4. 回線管理運営費の算定(回線管理運営費の平均化)

回線管理運営費については、平成16年度から平成24年度までの再計算においては、接続機能ごとに接続料を設定すると料金水準に大きな差が生じる状況にあったことから、回線管理に係る原価を接続機能ごとに算出するのではなく、ラインシェアリングとそれ以外の接続機能において管理事務の内容が異なることを踏まえ、①全接続機能において発生する費用、②ラインシェアリングのみで発生する費用、③ラインシェアリング以外で発生する費用ごとにそれぞれ単金を算出し、それに基づいて回線管理運営費を設定していたところ。

この状況は、平成25年度においても当てはまることから、同様の方法により算定するため、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。

■平均化した単金(月額)

| | ラインシェアリング | | ドライカップ・光ファイバ・PHS基地局回線 | |
|-----------------------------|--------------|--------------|-----------------------|--------------|
| | NTT東日本 | NTT西日本 | NTT東日本 | NTT西日本 |
| 平成25年度回線管理運営費 (カッコ内は調整前) | 57円 (50円) | 61円 (55円) | 57円 (55円) | 59円 (64円) |
| 平成24年度料金との差 | +7円 | +6円 | +6円 | ▲1円 |

【参考】接続機能別単金(月額)

| | ラインシェアリング | | ドライカップ | | 光ファイバ | | PHS基地局回線 | |
|-----------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----------------|----------------|--------------|--------------|
| | NTT東日本 | NTT西日本 | NTT東日本 | NTT西日本 | NTT東日本 | NTT西日本 | NTT東日本 | NTT西日本 |
| 平成25年度回線管理運営費 (カッコ内は調整前) | 52円 (45円) | 55円 (50円) | 42円 (40円) | 44円 (50円) | 146円 (144円) | 184円 (190円) | 62円 (61円) | 44円 (50円) |
| 平成24年度料金との差 | +5円 | +11円 | ▲1円 | ▲6円 | +25円 | ▲50円 | +6円 | +10円 |

5. その他(地域IP網に係るルーティング伝送機能・特別帯域透過端末回線伝送機能の扱いについて)

(1) 地域IP網に係る收容局接続機能の一部品目及び中継局接続機能の廃止

NTT東西においては、平成23年度より、順次地域IP網のトラヒックのNGNへの移行を開始しており、NTT東西共に平成24年度末までに完了予定である。地域IP網からNGNへの移行により、地域IP網に係る收容局接続機能の一部品目(※)及び中継局接続機能について当該機能に係るルータが撤去されることから、当該一部品目及び中継局接続機能について、接続約款から関連する規定を削除する。

当該措置については、接続料規則第4条に規定されたルーティング伝送機能のうち特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能について接続料を設定しないこととするものであることから、同規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。

※ NTT東日本においてはLANインタフェースの100Mbit/s、1Gbit/s及び10Gbit/sのもの、NTT西日本においてはLANインタフェースの1Gbit/s及び10Gbit/sのもの。

(2) 特別帯域透過端末回線伝送機能の算定方法の変更

FTTR(※)に係る下部端末回線については、平成22年度中に回線数が0となって以降利用実績がなく、需要が0となっているため、接続料規則第17条の2第3項に規定された方法に基づいて接続料を算定することができない。このため、本件申請においては、当該機能について、メタル設備のみを用いる加入者回線の下部区間に係る費用をメタル設備のみを用いる加入者回線の回線数で除すことにより接続料が設定されている。

当該措置については、接続料規則第17条の2第3項によらない方法により接続料を算定するものであることから、同規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。

※ NTT東西の局舎からき線点付近まで(上部区間)を光ファイバ回線、き線点付近から利用者宅まで(下部区間)をメタル回線で提供するブロードバンドサービス。

【参考】各機能の主な接続料

(1) 端末回線伝送機能

| 区分 | | | 単位 (月額) | 平成25年度接続料(カッコ内は調整前) | | | 平成24年度接続料 | |
|-------------------------|-------------------------|---------|----------------|---------------------|----------------------|--------------------|-----------|--------|
| | | | | NTT東日本 | | NTT西日本 | NTT東日本 | NTT西日本 |
| | | | | 特損算入後 | 特損算入前 | | | |
| 端末回線伝送機能 | 通信路設定伝送機能を組み合わせられるもの ※1 | 2線式のもの | 1回線ごと | 1,250円 (1,217円) | 1,210円 (1,196円) | 1,271円 (1,247円) | 1,185円 | 1,230円 |
| | 【ドライカッパ】 ※1 | 回線管理運営費 | 1回線ごと | 57円 (55円) | 57円 (55円) | 59円 (64円) | 51円 | 60円 |
| | | 回線部分 | 1回線ごと | 1,314円 (1,273円) | 1,271円 (1,252円) | 1,332円 (1,304円) | 1,247円 | 1,294円 |
| | 【ラインシェアリング】 ※1 | 回線管理運営費 | 1回線ごと | 57円 (50円) | 57円 (50円) | 61円 (55円) | 50円 | 55円 |
| | | MDF部分 | 1回線ごと | 40円 (36円) | 39円 (36円) | 35円 (33円) | 38円 | 34円 |
| | 下部端末回線【FTTR】 ※1 | | 1回線ごと | 837円 (828円) | 811円 (815円) | 918円 (917円) | 852円 | 963円 |
| | 光信号伝送装置【GE-PON】 ※2 | 1Gb/s | 1装置ごと | 1,483円 (2,324円) | 1,461円 (2,313円) | 1,720円 (2,143円) | 1,685円 | 1,909円 |
| 固定無線通信網終端装置【FWA】 ※2 | 46Mbps | 1装置ごと | — | — | 41,667円 (41,667円) | — | 38,462円 | |
| 【参考】光信号分岐端末回線の加算料 ※1 ※3 | キャビネットボックスを設置する場合 | 1回線ごと | 273円 (315円) | 267円 (312円) | 301円 (347円) | 287円 | 329円 | |
| | 光屋内配線と一体として利用する場合 | 1回線ごと | 261円 (310円) | 255円 (307円) | 291円 (342円) | 274円 | 317円 | |
| 光屋内配線を利用する場合の加算額 ※2 | | 1回線ごと | 183円 (188円) | 183円 (188円) | 179円 (186円) | 188円 | 184円 | |

※1 タイプ1-1(保守対応時間が、土日祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

※2 タイプ1-2(保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

※3 平成25年度の光信号端末回線伝送機能等の設定(補正)を行うため別途接続約款の変更申請が行われている。

(2) 光信号電気信号変換機能及び光信号多重分離機能

| 区分 | | | 単位 (月額) | 平成25年度接続料(カッコ内は調整前) | | | 平成24年度接続料 | |
|--------------------------|----------|------------------|------------|---------------------|--------------------|--------------------|-----------|--------|
| | | | | NTT東日本 | | NTT西日本 | NTT東日本 | NTT西日本 |
| | | | | 特損算入後 | 特損算入前 | | | |
| 光信号電気信号変換機能【メディアコンバータ】 ※ | 100Mb/s | 集線型 <16MCタイプ> | 1回線ごと | 1,414円 (3,778円) | 1,370円 (3,756円) | 1,130円 (2,921円) | 1,516円 | 2,031円 |
| | | 非集線型 <1MCタイプ> | 1回線ごと | 182円 (320円) | 178円 (317円) | 126円 (334円) | 170円 | 241円 |
| | 1Gb/s | | 1回線ごと | 839円 (941円) | 825円 (934円) | 315円 (1,001円) | 1,359円 | 366円 |
| 光信号多重分離機能【局内スプリッタ】 ※ | 局内4分岐のもの | | 1回線ごと | 261円 (397円) | 257円 (395円) | 229円 (412円) | 539円 | 521円 |

※ タイプ1-2(保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

(3) 端末系交換機能(東西均一料金)

| 区分 | 単位 | 平成25年度接続料(カッコ内は調整前) | | 平成24年度接続料 |
|-----------------|--------|----------------------------|----------------------------|------------|
| | | 特損算入後 | 特損算入前 | |
| 一般番号ポータビリティ実現機能 | 月額 | 9,250,000円 (9,500,000円) | 9,250,000円 (9,500,000円) | 8,666,667円 |
| 優先接続機能 | 1通信ごとに | 0.0324円 (0.0246円) | 0.0323円 (0.0245円) | 0.0273円 |

(4) 中継伝送機能

| 区分 | 単位(月額) | 平成25年度接続料(カッコ内は調整前) | | | 平成24年度接続料 | |
|--------------------------|-------------|---------------------|--------------------|--------------------|-----------|--------|
| | | NTT東日本 | | NTT西日本 | NTT東日本 | NTT西日本 |
| | | 特損算入後 | 特損算入前 | | | |
| 光信号中継伝送機能 〔中継ダークファイバ〕 | 1回線・1メートルごと | 0.743円 (0.914円) | 0.718円 (0.902円) | 0.764円 (1.002円) | 0.597円 | 0.715円 |

(5) 通信路設定伝送機能(主な品目のみ)

| 区分 | 単位 (月額) | 平成25年度接続料(カッコ内は調整前) | | | 平成24年度接続料 | | | | |
|--|--|---------------------------|---------------------------|------------------------|------------------------|----------------------|----------------------|---------|---------|
| | | NTT東日本 | | NTT西日本 | NTT東日本 | NTT西日本 | | | |
| | | 特損算入後 | 特損算入前 | | | | | | |
| 通信路設定伝送機能 | 一般専用 に係るもの 〔一般専用サービス〕 | 3.4kHz | 同一MA内の場合 | 1回線ごと | 6,220円 (5,876円) | 6,085円 (5,807円) | 4,636円 (4,769円) | 6,592円 | 4,795円 |
| | | | 上記以外の場合 | 1回線ごと | 7,057円 (6,608円) | 6,910円 (6,533円) | 5,218円 (5,342円) | 7,281円 | 5,369円 |
| | | | 10kmを超える場合の 10kmごとの加算料 | 1回線ごと | 100円 (100円) | 100円 (100円) | 40円 (50円) | 80円 | 50円 |
| | 高速デジタル伝送 に係るもの 〔デジタルアクセス〕 〈エコノミークラス〉 ※ | 64kb/s | 同一MA内の場合 | 1回線ごと | 5,883円 (5,562円) | 5,755円 (5,496円) | 4,392円 (4,521円) | 6,241円 | 4,551円 |
| | | | 上記以外の場合 | 1回線ごと | 6,670円 (6,250円) | 6,531円 (6,179円) | 4,942円 (5,063円) | 6,893円 | 5,094円 |
| | | | 10kmを超える場合の 10kmごとの加算料 | 1回線ごと | 90円 (90円) | 90円 (90円) | 40円 (50円) | 80円 | 50円 |
| | ATM専用 に係るもの 〔ATM専用サービス〕 〈デュアルクラス〉 | 1Mb/s | 同一MA内の場合 | 1回線ごと | 38,166円 (36,383円) | 37,216円 (35,860円) | 25,380円 (28,225円) | 41,921円 | 26,111円 |
| | | | 上記以外の場合 | 1回線ごと | 57,054円 (52,895円) | 55,840円 (52,252円) | 38,580円 (41,233円) | 57,569円 | 39,143円 |
| | | | 10kmを超える場合の 10kmごとの加算料 | 1回線ごと | 2,160円 (2,160円) | 2,160円 (2,160円) | 960円 (1,200円) | 1,920円 | 1,200円 |
| ATM専用 に係るもの 〔ATM専用サービス〕 〈デュアルクラス〉 | 1Mb/s | 同一MA内の場合 | 1回線ごと | 158,846円 (130,582円) | 155,741円 (129,030円) | 51,170円 (66,696円) | 156,975円 | 48,347円 | |
| | | 上記以外の場合 | 1回線ごと | 166,114円 (137,596円) | 162,803円 (135,949円) | 58,788円 (73,678円) | 163,719円 | 55,472円 | |
| | | 10kmを超える場合の 10kmごとの加算料 | 1回線ごと | 640円 (800円) | 640円 (800円) | 640円 (640円) | 800円 | 640円 | |

※ タイプ1-1(保守対応時間が、土日祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

(6) データ伝送機能(主な品目のみ)

| 区分 | 単位 (月額) | 平成25年度接続料(カッコ内は調整前) | | | 平成24年度接続料 | | |
|-----------------------|------------------------------|---------------------|------------------------|------------------------|-----------------------|----------|----------|
| | | NTT東日本 | | NTT西日本 | NTT東日本 | NTT西日本 | |
| | | 特損算入後 | 特損算入前 | | | | |
| データ伝送機能 〔メガデータネット〕 | 500kb/s 〈クラス1〉 | 1回線ごと | 22,978円 (19,340円) | 22,482円 (19,108円) | 11,500円 (12,506円) | 22,344円 | 12,601円 |
| | 6Mb/s 〈クラス2・最低伝送速度3Mb/s〉 | 1回線ごと | 129,582円 (108,993円) | 126,757円 (107,670円) | 63,514円 (69,121円) | 127,997円 | 70,923円 |
| | 10Mb/s 〈クラス2・最低伝送速度5Mb/s〉 | 1回線ごと | 198,981円 (167,352円) | 194,636円 (165,322円) | 97,443円 (106,051円) | 194,927円 | 107,943円 |

(7) 番号案内機能等

| 区分 | | 単位 | 平成25年度接続料(カッコ内は調整前) | | | 平成24年度接続料 | |
|------------------------|---------------|-------------------|---------------------|---------------|------------------|-----------|--------|
| | | | NTT東日本 | | NTT西日本 | NTT東日本 | NTT西日本 |
| | | | 特損算入後 | 特損算入前 | | | |
| 番号案内サービス 接続機能 | 中継交換機等接続 | 1案内ごと | 95円 (87円) | 94円 (87円) | 85円 (79円) | 86円 | 81円 |
| | 端末回線 線端等接続 | 加入電話から 発信する場合 | 98円 (90円) | 97円 (90円) | 88円 (82円) | 89円 | 83円 |
| | | ひかり電話から 発信する場合 | 97円 (89円) | 96円 (89円) | — | 89円 | — |
| 番号情報データベース登録機能 | | 1番号ごと | — | — | 4.68円 (5.67円) | — | 4.25円 |
| 番号情報 データベース 利用機能 | 一括でデータ抽出 | 1番号ごと | — | — | 3.46円 (4.22円) | — | 2.84円 |
| | 異動データのみをデータ抽出 | 1番号ごと | — | — | 4.99円 (5.93円) | — | 4.31円 |
| 番号案内先への通信実現機能 | | 1通信ごと | 121円 (98円) | 121円 (98円) | 82円 (72円) | 88円 | 78円 |

(8) 公衆電話機能

| 区分 | | 単位 | 平成25年度接続料(カッコ内は調整前) | | | 平成24年度接続料 | |
|--------------|--|------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------|----------|
| | | | NTT東日本 | | NTT西日本 | NTT東日本 | NTT西日本 |
| | | | 特損算入後 | 特損算入前 | | | |
| 公衆電話発信機能 | | 1秒ごと | 1,265.7円 (990.7円) | 1,253.7円 (984.7円) | 1,099.7円 (854.6円) | 0,899.6円 | 0,921.1円 |
| デジタル公衆電話発信機能 | | 1秒ごと | 0,774.8円 (617.2円) | 0,767.6円 (613.7円) | 1,039.4円 (793.2円) | 0,564.7円 | 0,880.3円 |

(9) ルーティング伝送機能(地域IP網に係るもの)

| 区分 | | 単位 (月額) | 平成25年度接続料(カッコ内は調整前) | | | 平成24年度接続料 | |
|-----------------------------------|-------------------------|---------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------|----------|
| | | | NTT東日本 | | NTT西日本 | NTT東日本 | NTT西日本 |
| | | | 特損算入後 | 特損算入前 | | | |
| 特別収容局ルータ 接続ルーティング機能 〔収容局接続〕 | LANインタフェース 10Gbit/s | 東:1ポートごと 西:1装置ごと | — | — | — | 729,167円 | 691,667円 |
| | LANインタフェース 1Gbit/s | 東:1ポートごと 西:1装置ごと | — | — | — | 188,081円 | 822,260円 |
| | LANインタフェース 100Mbit/s | 1ポートごと | — | — | 105,098円 (178,286円) | 83,233円 | 156,454円 |
| | ATMインタフェース | 1ポートごと | 140,382円 (152,102円) | 137,248円 (150,535円) | 117,101円 (146,332円) | 95,367円 | 104,283円 |
| 特別中継局ルータ 接続ルーティング機能 〔中継局接続〕 | LANインタフェース 1Gbit/s | 東:1ポートごと 西:1装置ごと | — | — | — | 188,081円 | 822,260円 |

工事費・手続費及びコロケーション料金等

1. 工事費・手続費の改定(主なもの)

(1) 工事費・手続費の算定に用いられる作業単金の改定

| 単位 | 平成25年度単金 | | | 平成24年度単金 | |
|-------------------|----------|--------|--------|----------|--------|
| | NTT東日本 | | NTT西日本 | NTT東日本 | NTT西日本 |
| | 特損算入後 | 特損算入前 | | | |
| 平日昼間・一人当たり・1時間ごとに | 6,170円 | 6,168円 | 6,101円 | 6,195円 | 6,132円 |

(2) 光屋内配線に係る工事費の改定

| 区分 | 単位 | 平成25年度料金額 | | | 平成24年度料金額 | | |
|--------------------|-----------------------|-----------|---------|---------|-----------|---------|---------|
| | | NTT東日本 | | NTT西日本 | NTT東日本 | NTT西日本 | |
| | | 特損算入後 | 特損算入前 | | | | |
| 光屋内配線 工事費 ※1 | 光屋内配線を 新設する場合 | 1工事ごとに | 17,958円 | 17,953円 | 17,785円 | 18,395円 | 18,208円 |
| | 既設光屋内配線を 転用する場合 ※2 | 1工事ごとに | 10,735円 | 10,731円 | 9,467円 | 11,452円 | 9,943円 |

※1 工事の適用時間帯:平日昼間の場合。

※2 光コンセントを新設する場合であって、ONUの撤去に併せて既設光屋内配線工事を行う場合。

(3) 実績に応じた作業時間の変更

平成22年12月に接続約款に新たに規定されたテープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費(※)の算出については、試算による作業時間を用いていたところである。今般、そのうちの一部のメニューについて一定の利用実績が発生したことから、当該メニューについて実績を基にした作業時間を用いて算出した工事費に変更する。

※ 光ファイバケーブルの内部においては複数の芯線が1本のテープとして束ねられているところ、複数の光信号端末回線同士が異なるテープに收容されているかどうかの状況又は複数の光信号端末回線同士が異なるテープに收容される形態での提供の可否を調査する手続に係る費用。

| 区分 | 単位 | 平成25年度料金額 | | | 平成24年度料金額 | | |
|--|---|-----------|--------|--------|-----------|--------|--------|
| | | NTT東日本 | | NTT西日本 | NTT東日本 | NTT西日本 | |
| | | 特損算入後 | 特損算入前 | | | | |
| テープ分散 による光信 号端末回線 の確認及び テープ分散 可否調査費 | イ 加入DFの提供に 係る事前照会手続 きに併せてテープ 分散での提供可否 を調査する場合 | 1件ごとに | 1,993円 | 1,992円 | 2,093円 | 2,583円 | 2,557円 |
| | ウ 加入DFの接続 申込に併せてテー プ分散での提供可 否を調査する場合 | 1件ごとに | 1,993円 | 1,992円 | 2,093円 | 2,583円 | 2,557円 |

2. 管路・とう道等の料金の改定

(1) 管路・とう道、土地・通信用建物の料金の改定

| 区分 | 単位 | 平成25年度適用平均料金 (カッコ内は調整前) | | | 平成24年度適用平均料金 | |
|-----|-------------------|----------------------------|----------------------|----------------------|--------------|---------|
| | | NTT東日本 | | NTT西日本 | NTT東日本 | NTT西日本 |
| | | 特損算入後 | 特損算入前 | | | |
| 管路 | 年額/条・m | 216円 (224円) | 208円 (220円) | 185円 (198円) | 187円 | 180円 |
| とう道 | 年額/m | 41,999円 (43,625円) | 40,395円 (42,822円) | 37,870円 (40,730円) | 37,173円 | 36,736円 |
| 土地 | 年額/m ² | 1,031円 (1,136円) | 1,030円 (1,136円) | 718円 (767円) | 1,054円 | 722円 |
| 建物 | 年額/m ² | 35,273円 (33,672円) | 34,620円 (33,344円) | 21,794円 (22,572円) | 33,040円 | 21,131円 |

(2) 電柱使用料の改定

| 区分 | 単位 | 平成25年度適用料金 (カッコ内は調整前) | | | 平成24年度適用料金 | |
|-------|----------|--------------------------|----------------|----------------|------------|--------|
| | | NTT東日本 | | NTT西日本 | NTT東日本 | NTT西日本 |
| | | 特損算入後 | 特損算入前 | | | |
| 電柱使用料 | 年額/1使用箇所 | 883円 (886円) | 863円 (876円) | 847円 (902円) | 926円 | 781円 |

3. 個別負担の接続料(網改造料)等の算定に用いる諸比率の改定

(1) 取得固定資産価額の算定に係る比率

| 区分 | | 平成25年度適用値 | | | 平成24年度適用値 | |
|-----------|-------------|-----------|-------|--------|-----------|--------|
| | | NTT東日本 | | NTT西日本 | NTT東日本 | NTT西日本 |
| | | 特損算入後 | 特損算入前 | | | |
| 取付費比率 ※ | 交換機械設備 | - | 0.261 | 0.312 | 0.264 | 0.277 |
| | 電力設備 | - | 0.855 | 0.931 | 0.901 | 0.913 |
| | 伝送機械設備 | - | 0.159 | 0.196 | 0.163 | 0.203 |
| | 無線機械設備 | - | 0.174 | 0.306 | 0.278 | 0.329 |
| 諸掛費比率 ※ | 土地及び通信用建物 | - | 0.105 | 0.061 | 0.087 | 0.067 |
| | 土地及び通信用建物以外 | - | 0.005 | 0.004 | 0.006 | 0.005 |
| 共通割掛費比率 ※ | | - | 0.052 | 0.047 | 0.085 | 0.048 |

※ 物品費等の実費に基づき算定されるため特損の影響はないもの。

(2) 年額料金の算定に係る比率

| 区分 | | 平成25年度適用値 | | | 平成24年度適用値 | |
|-------------|-----------|-----------|-------|--------|-----------|--------|
| | | NTT東日本 | | NTT西日本 | NTT東日本 | NTT西日本 |
| | | 特損算入後 | 特損算入前 | | | |
| 設備管理運営費比率 ※ | 端末回線伝送機能 | 0.043 | 0.042 | 0.042 | 0.047 | 0.046 |
| | 端末系交換機能 | 0.049 | 0.049 | 0.045 | 0.049 | 0.045 |
| | 中継系交換機能 | 0.058 | 0.057 | 0.051 | 0.063 | 0.040 |
| | 中継伝送機能 | 0.036 | 0.036 | 0.038 | 0.037 | 0.042 |
| | 通信料対応設備合計 | 0.048 | 0.047 | 0.044 | 0.048 | 0.044 |
| | データ系設備合計 | 0.099 | 0.097 | 0.083 | 0.096 | 0.084 |

※ 網改造料の算定対象設備に係る除却費が網改造料に含まれる場合。

(3) 電力設備に係る取付費比率及び設備管理運営費比率

| 区分 | | 平成 25 年度適用値 | | | 平成 24 年度適用値 | |
|-----------|--------------|-------------|-------|--------|-------------|--------|
| | | NTT東日本 | | NTT西日本 | NTT東日本 | NTT西日本 |
| | | 特損算入後 | 特損算入前 | | | |
| 取付費比率 ※ | 受電設備 | - | 1.362 | 1.150 | 1.279 | 1.070 |
| | 発電設備 | - | 0.590 | 0.798 | 0.563 | 0.674 |
| | 電源設備及び蓄電池設備 | - | 0.864 | 0.937 | 0.906 | 0.957 |
| | 空気調整設備 | - | 1.615 | 1.957 | 1.765 | 1.951 |
| 設備管理運営費比率 | 電力設備及び空気調整設備 | 0.051 | 0.047 | 0.039 | 0.053 | 0.043 |

※ 物品費等の実費に基づき算定されるため特損の影響はないもの。

審 査 結 果

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）、接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、以下のとおりと認められる。

| 審 査 事 項 | 審 査 結 果 | 事 由 |
|--|---------|--|
| 1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ア） | 適 | 第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められているものと認められる。なお、特別中継局ルータ接続ルーティング伝送機能等の利用がなくなることに伴い、当該機能に係るものについて、技術的条件に係る規定が削除されている。 |
| 2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)イ） | 適 | 接続料は接続料規則第 4 条に規定する機能ごとに定められており、かつ、接続料は適正かつ明確に定められていると認められる。なお、特別中継局ルータ接続ルーティング伝送機能に係る接続料を設定しないことについては、別記 3 のとおり。 |
| 3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ウ） | — | 該当事項なし。 |
| 4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)エ） | — | 該当事項なし。 |
| 5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協定の締結及び解除の手続、④情報開示に係る標準的期間、⑤接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号及び審査基準第 15 条(1)オ） | — | 該当事項なし。 |
| 6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道若しくは電柱等に設置等する場合において、①情報の開示を受ける手続、②設置等の可否について回答を受ける手続、③他事業者が工事又は保守を行う場合の手続、④工事又は保守に他事業者が立会いをする手続、⑤工事に係る標準的期間、⑥場所等に関して他事業者が負担すべき金額、⑦工事等に関して他事業者が負担すべき金額が適正かつ明確に定められていること。 | 適 | 他事業者が接続に必要な装置を N T T 東日本及び N T T 西日本の通信用建物、管路、とう道及び電柱等に設置する場合の負担すべき金額について、接続料の原価の算定方法に準じて計算されており、適正かつ明確に定められていると |

| | | |
|--|----|---|
| と。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 2 号及び審査基準第 15 条(1)オ) | | 認められる。 |
| 7 他事業者が屋内配線設備（集合住宅向けに限る）を利用する場合において、①工事を行う手続、②負担すべき金額、③利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 3 号及び審査基準第 15 条(1)オ) | — | 該当事項なし。 |
| 8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して当該事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 4 号及び審査基準第 15 条(1)オ) | 適 | 他事業者が負担すべき工事費、手続費等について、接続料の原価の算定方法に準じて計算されており、適正かつ明確に定められていると認められる。 |
| 9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 5 号及び審査基準第 15 条(1)オ) | — | 該当事項なし。 |
| 10 法第 8 条第 1 項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 6 号及び審査基準第 15 条(1)オ) | — | 該当事項なし。 |
| 11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 7 号及び審査基準第 15 条(1)オ) | — | 該当事項なし。 |
| 12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 8 号及び審査基準第 15 条(1)オ) | — | 該当事項なし。 |
| 13 番号ポータビリティ機能の接続料について、接続料規則第 15 条の 2 ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接收容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 9 号及び審査基準第 15 条(1)オ) | — | 該当事項なし。 |
| 14 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 10 号及び審査基準第 15 条(1)オ) | — | 該当事項なし。 |
| 15 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 11 号及び審査基準第 15 条(1)オ) | — | 該当事項なし。 |
| 16 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。（審査基準第 15 条(2)） | 一部 | 本件は、接続料規則第 21 条の規定に基づき接続料の再計算を行い、これにより当該接続料の改定 |

| | | |
|---|-----------|---|
| | 保留 | を行うものであり、料金表に定める接続料は、接続料規則第4章の規定に基づいて算定された原価に照らし、公正妥当なもの認められる。なお、災害特別損失の扱い及び特別帯域透過端末回線伝送機能の算定方法の変更についてはそれぞれ別記1及び別記4のとおり。 ただし、特設公衆電話に係る費用の扱いについては別記2のとおり意見招請結果等も踏まえて判断することが適当である。 |
| 17 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第15条(3)) | 適 | 本件申請において、自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものとする旨の記載は認められない。 |
| 18 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第15条(4)) | 適 | 本件申請において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。 |

(別記)

1. 東日本大震災に起因する災害特別損失の扱いについて

本件申請については、接続料の算定に当たり、平成23年度に計上された東日本大震災に起因する災害特別損失のうち、被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するものから、平成23年度第3四半期及び第4四半期で計上した平成22年度災害特別損失に係る見積差額を減算した上で、これを算入した原価が用いられている。当該措置については、接続料規則に規定がないため、同規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。

東日本大震災に起因する災害特別損失の接続料原価への算入については、平成24年度接続料に係る認可申請においても同規則第3条ただし書の許可を求める申請が併せ行われ、情報通信行政・郵政行政審議会答申を踏まえ、東日本大震災の特殊性や、接続料の算定に当たっては第一種指定電気通信設備に係る費用を適正に反映する必要がある点に鑑みると、一定の合理性が認められることから認可がなされたものである。

また、総務省は、平成24年度接続料に係る申請の認可に係る情報通信行政・郵政行政審議会答申を踏まえ、NTT東西に対し、NTT東日本が平成23年度第3四半期以降に特別損失に係る見積差額を特別利益として計上する場合には、第一種指定電気通信設備に係る費用を適正に反映する観点から、平成25年度接続料の基となる接続料原価の算定において、平成24年度接続料の算定と同様、必要な減算を行うことを要請している。

以上を踏まえ、接続料の算定に当たり、平成23年度に計上された東日本大震災に起因する災害特別損失のうち、被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当

するものから、平成23年度第3四半期及び第4四半期で計上した平成22年度災害特別損失に係る見積差額を減算した上で、これを算入した原価を用いることについては、東日本大震災の特殊性や、接続料の算定に当たっては第一種指定電気通信設備に係る費用を適正に反映する必要がある点に鑑みると一定の合理性が認められることから、これを認めることが適当である。

2. 特設公衆電話に係る費用の扱いについて

本件申請については、接続料の算定に当たり、公衆電話機能について、特設公衆電話に係る費用(特設公衆電話に係る端末回線コスト(メタル加入者回線及びMDFに係る費用)及び第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもののコストのうちき線点RT-GC間伝送路に係るもの以外の費用(特設公衆電話に係る電話機から発信される通信に係るものに限る。)並びにこれらに係る調整額)を算入した原価が用いられている。

当該措置については、接続料規則に規定がないため、同規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。これらの費用の算入とそれを前提とした接続料の額の適否の判断は、意見招請結果等も踏まえて行うことが適当である。

3. 特別中継局ルータ接続ルーティング伝送機能に係る接続料を設定しないことについて

本件申請については、特別中継局ルータ接続ルーティング伝送機能に係る接続料を設定しないこととしている。当該措置については、接続料規則第4条に規定された機能について接続料を設定しないこととするものであることから、同規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。

当該措置については、地域IP網からNGNへの移行により、特別中継局ルータ接続ルーティング伝送機能が一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能に移行することとなり、その利用がなくなることによるものであることから、これを認めることが適当である。

4. 特別帯域透過端末回線伝送機能の算定方法の変更について

特別帯域透過端末回線伝送機能については、平成22年度中に回線数が0となって以降利用実績がなく、需要が0となっているため、接続料規則第17条の2第3項に規定された方法に基づいて接続料を算定することができない。このため、本件申請においては、当該機能について、メタル設備のみを用いる加入者回線の下部区間に係る費用をメタル設備のみを用いる加入者回線の回線数で除すことにより接続料が設定されている。当該措置については、接続料規則第17条の2第3項によらない方法により接続料を算定するものであることから、同規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。

当該措置については、回線数が0となった特別帯域透過端末回線伝送機能について、特別帯域透過端末回線伝送機能による接続がなされる場合に利用されることとなるメタル設備のみを

用いる加入者回線の下部区間に係る費用を、当該区間を利用する全ての機能に係る需要で除すことで特別帯域透過端末回線伝送機能に係る接続料を算定するものであり、一定の合理性が認められることから、これを認めることが適当である。